

経済産業省御中

令和元年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業
(貿易手続データの金融・保険分野等への利活用に関する調査)

貿易データ利活用調査報告書

KPMGコンサルティング株式会社
2020年3月19日



Contents

		Page
1	本事業の取り組みについて	3
1.1	本事業の背景と目的	4
1.2	本事業の取り組み内容	11
2	本事業の成果	16
2.1	貿易データ利活用調査	17
2.1.1	大企業ヒアリング	18
2.1.2	中小企業等ヒアリング	20
2.1.3	実現ニーズの高い利活用アイデア	26
2.1.4	本事業を通じて収集したその他ご意見	33
2.2	貿易データ利活用に関する留意点集の作成	39
2.2.1	貿易データ利活用における課題	40
2.2.2	貿易データ利活用に関する留意点集	43
3	（Appendix）海外貿易データ利活用事例調査	47
3.1	海外貿易プラットフォーム事例	48
3.2	米国税関のデータ開示事例	57
3.3	税関開示データを利用した取引データ提供サービス事例	59
3.4	海外貿易プラットフォーム利用規約	62
4	（Appendix）その他貿易関連サービス紹介	64
5	（Appendix）検討会の座組	76



1

本事業の取り組みについて



1.1 本事業の背景と目的

本事業の背景と目的

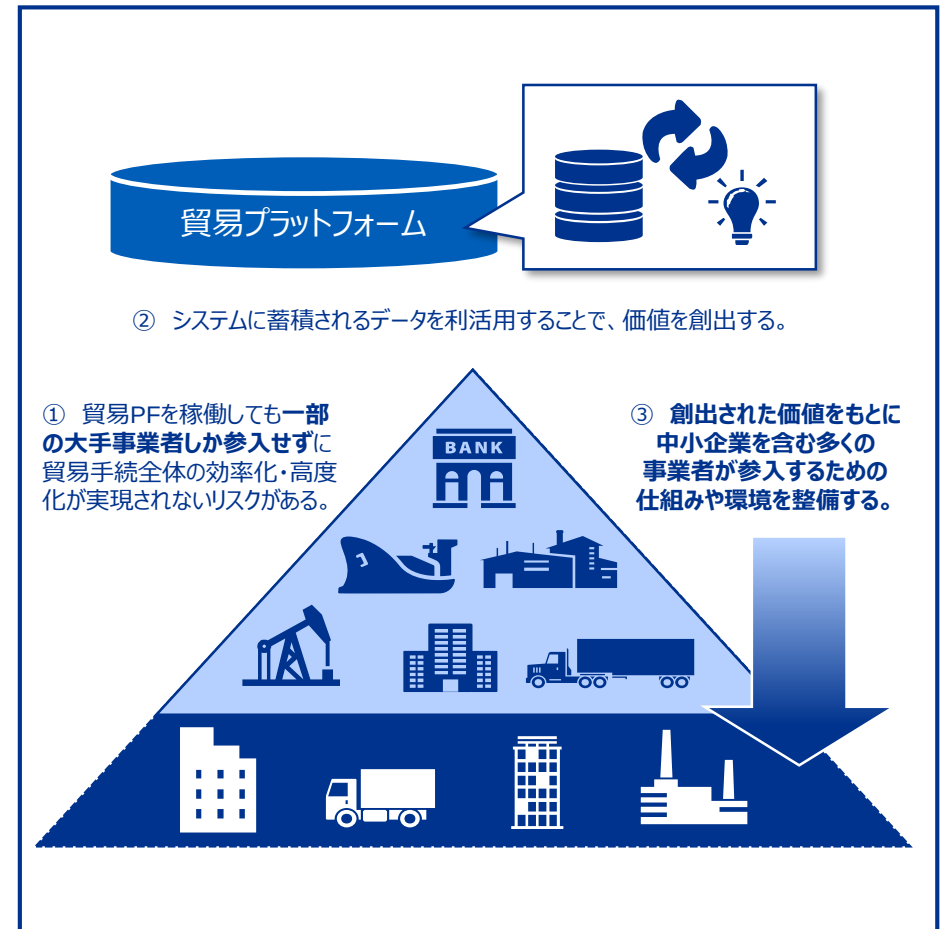
本事業では貿易手続きデータの共有による業務効率化を目指し、貿易プラットフォーム※¹へより多くの事業者の参入を促進すべく、貿易データの利活用サービスに関するニーズの整理、およびデータ共有に関する留意点集の作成を行う。

背景

- 貿易手続はグローバルサプライチェーンの要として、国際的な競争力を左右する重要な要素であり、貿易手続の効率化を通じた輸出力の強化が必要とされている。
- 貿易手続業務における関係事業者の生産性向上を目的とし、昨年NEDO ※²事業で貨物や手続等に関するデータをブロックチェーン技術を活用して適切に共有するための貿易手続データ連携システムの構築・実証を行い、有効性を検証したところである※³。
- 今後、貿易手続全体の効率化・高度化を実現するため、データ利活用の土壌づくりや多くの事業者が貿易プラットフォームへ参入しやすい環境を構築する必要がある。

本事業の目的

1. 貿易データの利活用に関するニーズ調査を実施し、利活用アイデアの整理を行うことで、データ利活用サービスの創出、ひいては、多くの事業者のデジタル化が進む環境の整備促進に寄与する。
2. 民間プラットフォーマーがサービス展開に際して指針にできる貿易データ共有に関する留意点集の作成を通じて、民間事業者間で貿易データの利活用が進む環境を整備する。



※¹：貿易書類情報の蓄積や共有、それに伴うデータ利活用サービスを提供するプラットフォームを総称して「貿易プラットフォーム」と表現

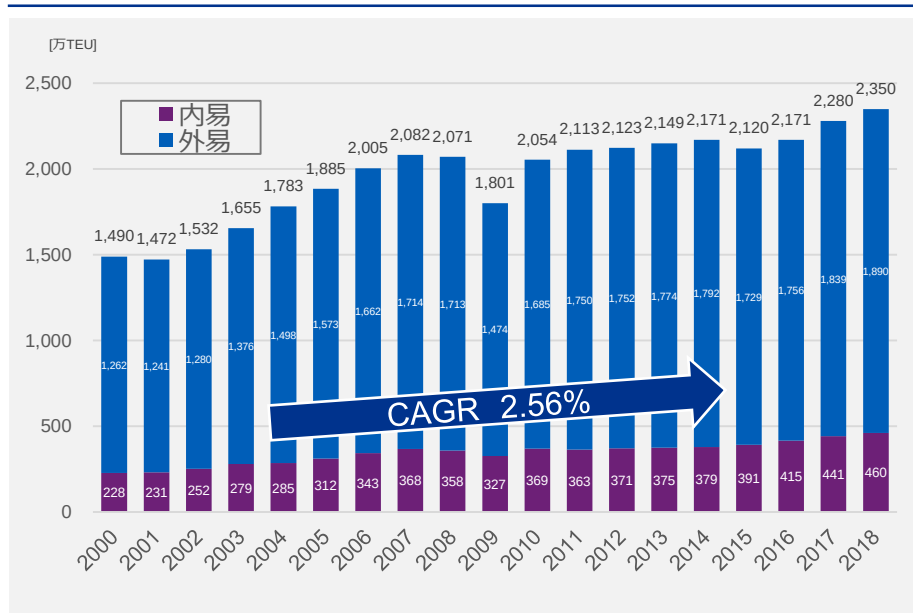
※²：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

※³：平成30年度 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）「IoTを活用した新産業モデル創出基盤整備事業／研究開発項目(5)IoT技術を活用した新たなサプライチェーン情報共有システムの開発」

貿易手続きにおける国内課題

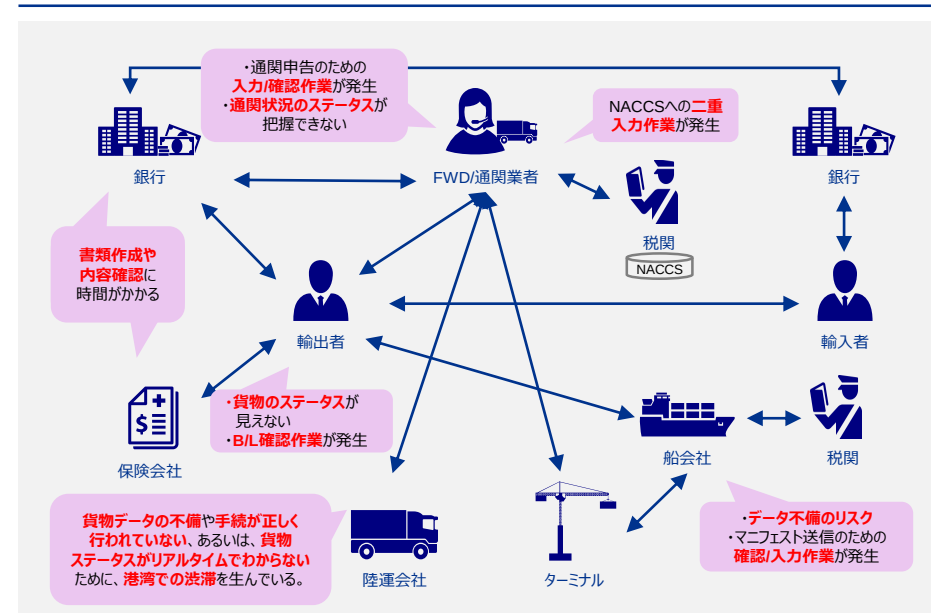
国内のコンテナ取扱貨物量は過去最高を記録。また、社会全体のトレンドとして、スマホの普及や各種オンデマンドサービスの発展に伴い、貨物の小口化や絶対的なトランザクション数は増加していくことが予想される。他方で、貿易手続きについて、中小企業を中心に電子化されていない部分が多く、大企業についても、情報の二重入力が行われていたり、入力情報の確認のために電話やメールといったコミュニケーションツールに頼っている状況である。結果的に、人的オペレーションに依存したビジネスモデルとなっており業務負荷が高い。

コンテナ取扱量推移※1



- 2018年コンテナ取扱貨物量（外貿、内貿の合計）は過去最高
- 外貿コンテナ取扱量1,890万個(前年比+2.7%)と全体的に堅調に推移

貿易業務の現状



- 貿易手続きは電子化が進んでいない部分も多くある
- API、EDI連携できている場合も二重入力や情報確認のために電話等の人的オペレーションに頼っている状況

一気通貫のデータ連携を通じた業務負荷の削減が必要

貿易分野における国際競争の激化（1/2）

諸外国では貿易業務の電子化だけでなく、様々な高付加価値サービスが提供され始め、国際的な競争が激化しており、我が国でも貿易業務の効率化・高度化による国際競争力の向上が求められる。

- 国際貿易・国際物流に関わる多様なサービス、およびサービスを提供する新興企業が続々と台頭してきている※1
- 国際的なコンテナ技術市場について、年間35%の成長を続け、2018年に2.7億USドルだったものが、2025年には約30億USドルになるといったレポートも出ており※2、貿易取引市場の拡大に伴いさらなる業務効率化や高度化が求められる



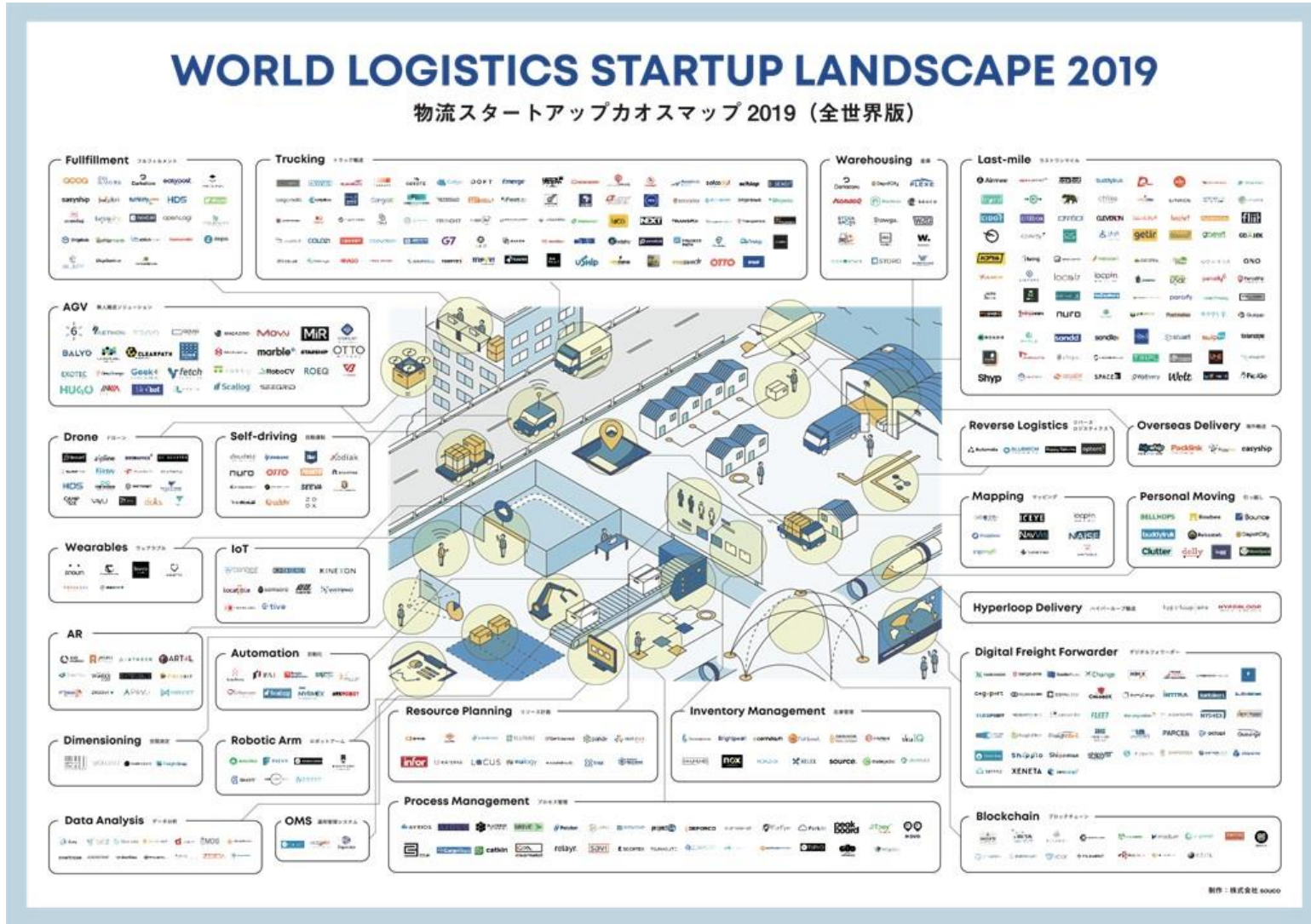
国際競争の激化を受け、我が国でも貿易業務の効率化・高度化が急がれる

※1：次頁「物流スタートアップカオスマップ」を参照

※2：Market Study Report, LLC. 「Global Container Technology Market Research Report 2019」

貿易分野における国際競争の激化（2/2）

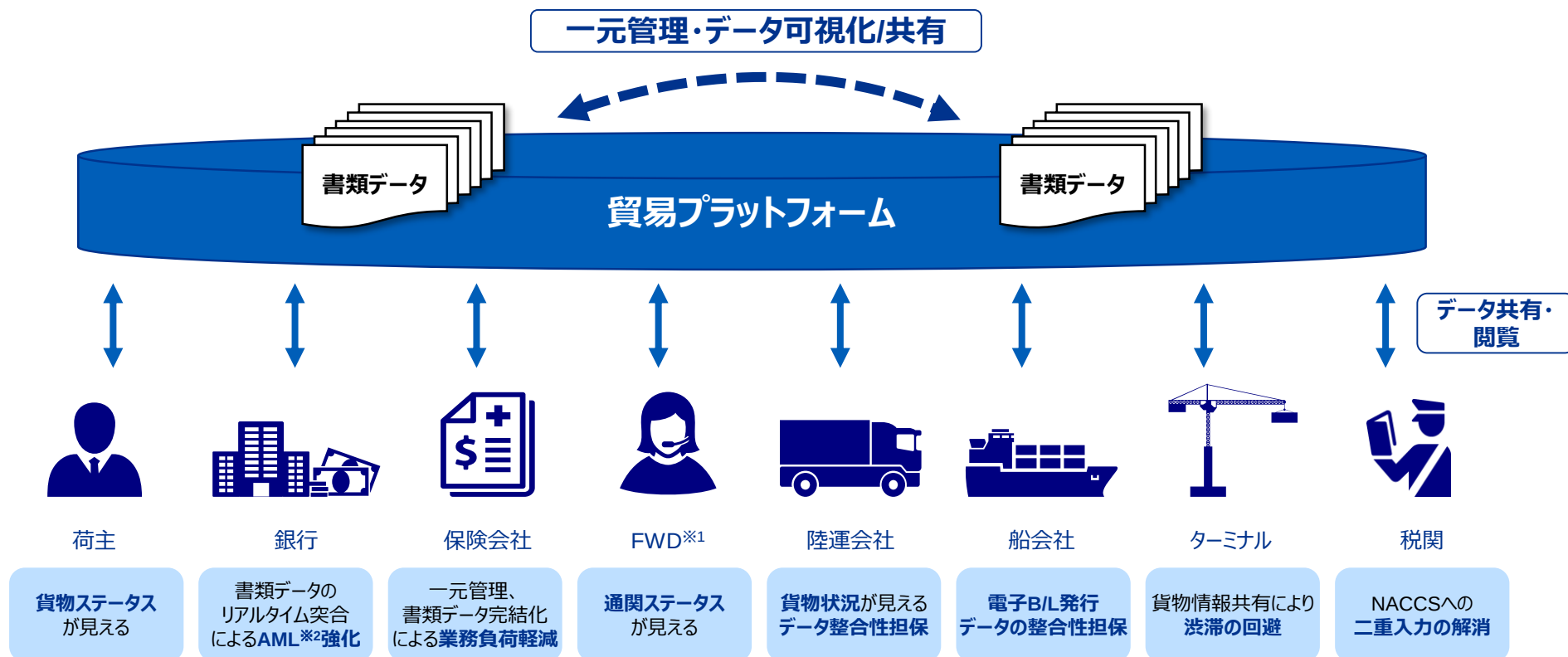
近年、国際貿易・国際物流に関連するサービスを提供する新興企業（スタートアップ）が多数台頭してきている※1。



※1：株式会社souco「世界の物流スタートアップ500社カオスマップを公開」

貿易プラットフォームを活用した業務効率化

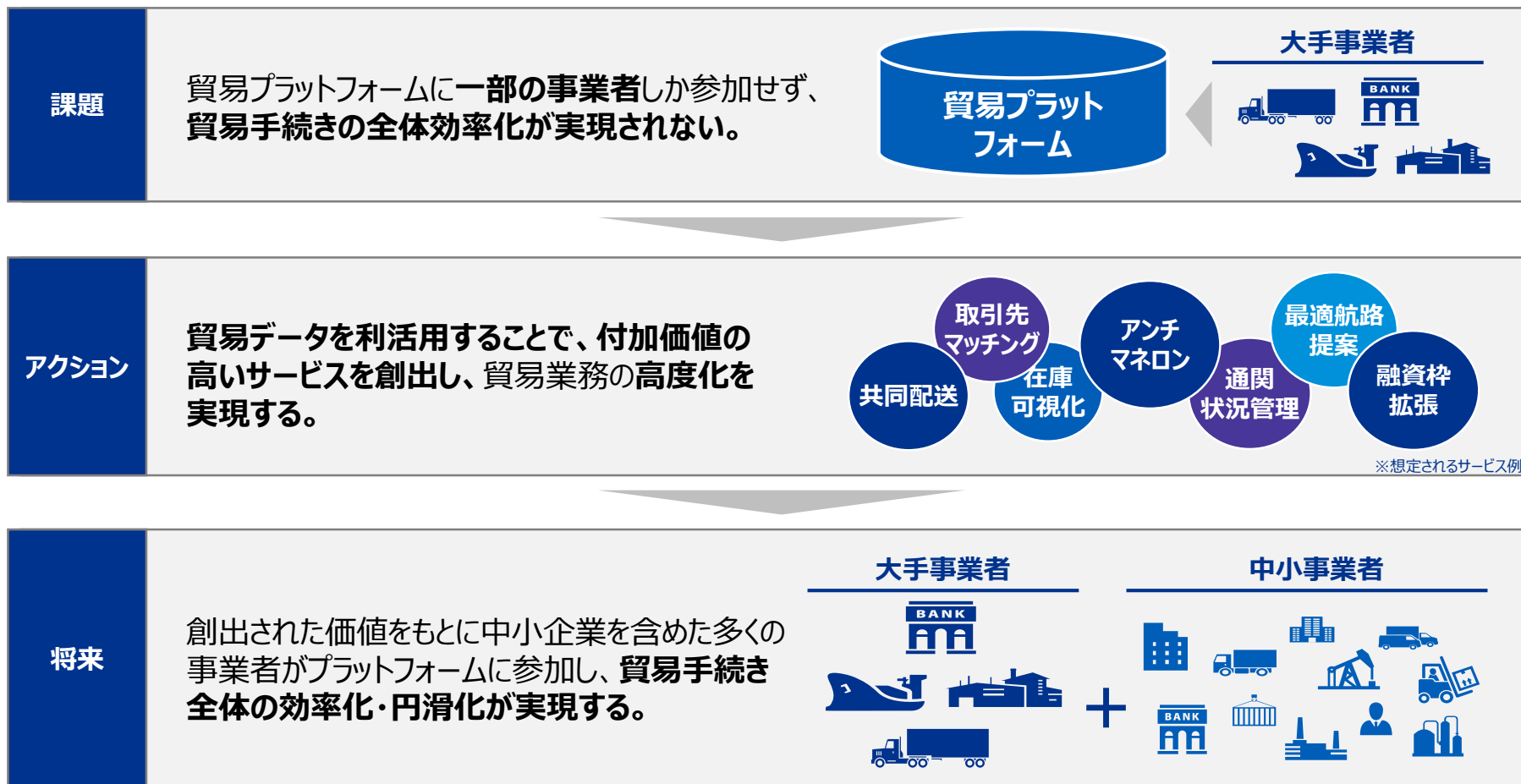
貿易プラットフォームを活用することで、電子化された貿易書類データを一元管理することができ、プラットフォーム参加企業がリアルタイムで書類手続きや貨物輸送ステータスを確認することが可能となる。昨年NEDO事業において貨物や手続等に関するデータをブロックチェーン技術を活用して適切に共有するための貿易手続データ連携システムの構築・実証を行い、有効性を検証したところである。



貿易書類の電子化・一気通貫連携による業務効率化が実現

貿易データを活用した付加価値サービス創出の必要性

貿易プラットフォームのようなシステムは多くの事業者が参加して初めて、データ連携を行い作業負荷を削減することができるため、ユーザーを拡大させる必要があり、そのためにデータ利活用を通じた魅力的な高付加価値サービスの提供が必要となる。



多くの事業者が参加することで初めて貿易業務の全体効率化が実現するため、ユーザー層の拡大を目指し、本事業を通じて魅力的な貿易データ利活用サービスの創出促進・環境整備を行う※1

※1：本事業は貿易データ利活用の調査及び環境整備を目的としており、特定のサービスの創出を行うものではない



1.2 本事業の取り組み内容

本事業の対象領域

 =本事業の検討対象例

以下は貿易業務のプロセス毎に一般的に認識されている課題と本事業の検討対象となる領域を例示した表である。「荷主に資する施策」「現行貿易業務で利用している情報を活用した施策」「金流施策」に対象を絞り、データ利活用案の整理を行う。

貿易業務の流れ		課題（例）	具体的な内容
プロセス			
輸出 輸入	取引契約締結	・海外ニーズの把握 ・海外取引先の信用情報取得	中小企業は海外とのコネクションや海外情報の把握に必要な人的リソースに乏しく、情報入手にハードルがある。
	貿易管理	取引先選定	企業間の情報連携が人的オペレーションに依存しており、情報共有がタイムリーに行われておらず、生産・物流計画が最適化されていない最適化の余地がある。
		貿易計画作成	リアルタイムで貨物の状態/位置情報を把握することができない。現状、担当者がそれぞれの企業に電話で確認をするなど、人的オペレーションに依存しており、業務負荷が高い。
		貨物状況把握	荷主企業は現状自社内の在庫情報しか把握できず、貨物をFWDに受け渡した以降の在庫（貨物）状況は都度電話で確認しないとわからない。貨物情報の可視化やリアルタイムの情報連携により、国際物流全体での在庫管理が可能となる。
	貿易手配	全体在庫管理	貿易取引を実施するために運転資金の確保が課題となる。特に中小企業の取引では、取引先企業の信用力や取引の支払条件等の問題から、事前に100%の支払いの保証を得ることができないケースもあり、売掛債権回収にリスクが生じる。
		貿易資金の確保	現状、貿易取引/運賃データと入金データが自動で紐づかず、人の手で入金内容を確認し消込を行っている。その際、特に荷主から船会社への支払いに関して、入金目的が不明で消込できないと貨物の引き渡しができず、貨物滞留の原因となる。
		決済	荷主、FWD、船会社間での情報連携が人的オペレーションに依存しているためミスや差戻しが発生し、業務負荷が増加している。
	パンニング・出荷	ブッキング	人的オペレーションによるミスや業務負荷
		輸出通関	人的オペレーションによるデータ不備と不積貨物の滞留
		保険手配	潜在的リスクの可視化や、付保対象となる物流の情報可視化
	陸上輸送	貿易書類の作成と共有	荷主、FWD、船会社間の情報連携が人的オペレーションに依存しているためミスや差戻しが発生している。また、紙の運用により業務負荷が高い。
		コンテナピックアップ	FWDが希望日以降にコンテナをピックアップにすることが多く、さらに、スケジュールをターミナルオペレーターが予め知ることができないため、パンフルに空コンテナを多めに用意しておく必要があり、その分、保管スペースも多めに確保する必要が生じている。
		出荷・在庫棚卸	在庫出し出しや棚卸の際の在庫確認が人的オペレーションに依存しており、在庫数量にズレが生じている。
	保税倉庫搬入	貨物輸送	ドライバーの高齢化や不足、業務負荷の増加が課題である。また、東京の青函港、大井港の一部のターミナルでは、平均待機時間が1時間30分を超過するなど、ターミナル入場のための渋滞も大きな課題となっている。
	船積み	貨物保管	日本の港湾において従来船積み1日前に設定されていたCY搬入締切時刻（CYカットタイム）が現状では3日前となっており、物流効率低下し、コンテナヤードでの貨物滞留による経済的損失も発生している※1。
	海上輸送	船荷証券発行	荷主、FWD、船会社間での情報連携が人的オペレーションに依存しているためミスや差戻しが発生している。また、紙の運用により業務負荷が高い。
	輸入通関	輸送貨物状況把握	海上輸送中、荷主は貨物の位置情報をリアルタイムで把握できていない。そのため、急遽遅延が発生した場合、荷主は原因を把握することが難しく、また、電話等の人的オペレーションにより遅延情報が迅速に連携されないケースがある。
	陸上輸送	関税マネジメント	原産地証明書を発行することがグローバルでは当たり前となってきている中で日本はFTA適用率が低く、まだまだ活用の余地がある※2。
	倉庫管理	宅配	ドライバーの高齢化や不足、業務負荷の増加が課題である。さらに近年小型家電の一部高級化と贈答需要の増加、それに伴う包装材の化粧箱化が進み、梱包材も商品の一部とする認識が広まったことで返品が発生し業務効率低下している※3。
	小売販売	ピッキング・在庫管理	在庫管理・払い出し業務が人的オペレーションに依存していることから、業務効率化の余地がある。
		荷下ろし・集荷	貨物の小口化が進み荷下ろし・集荷に対する業務負荷が増加している。また、特にテナント店舗については荷下ろし・集荷を行うバースが共有であるため使用時間に制限があり、業務負荷増加の影響を受けやすいことが懸念される。

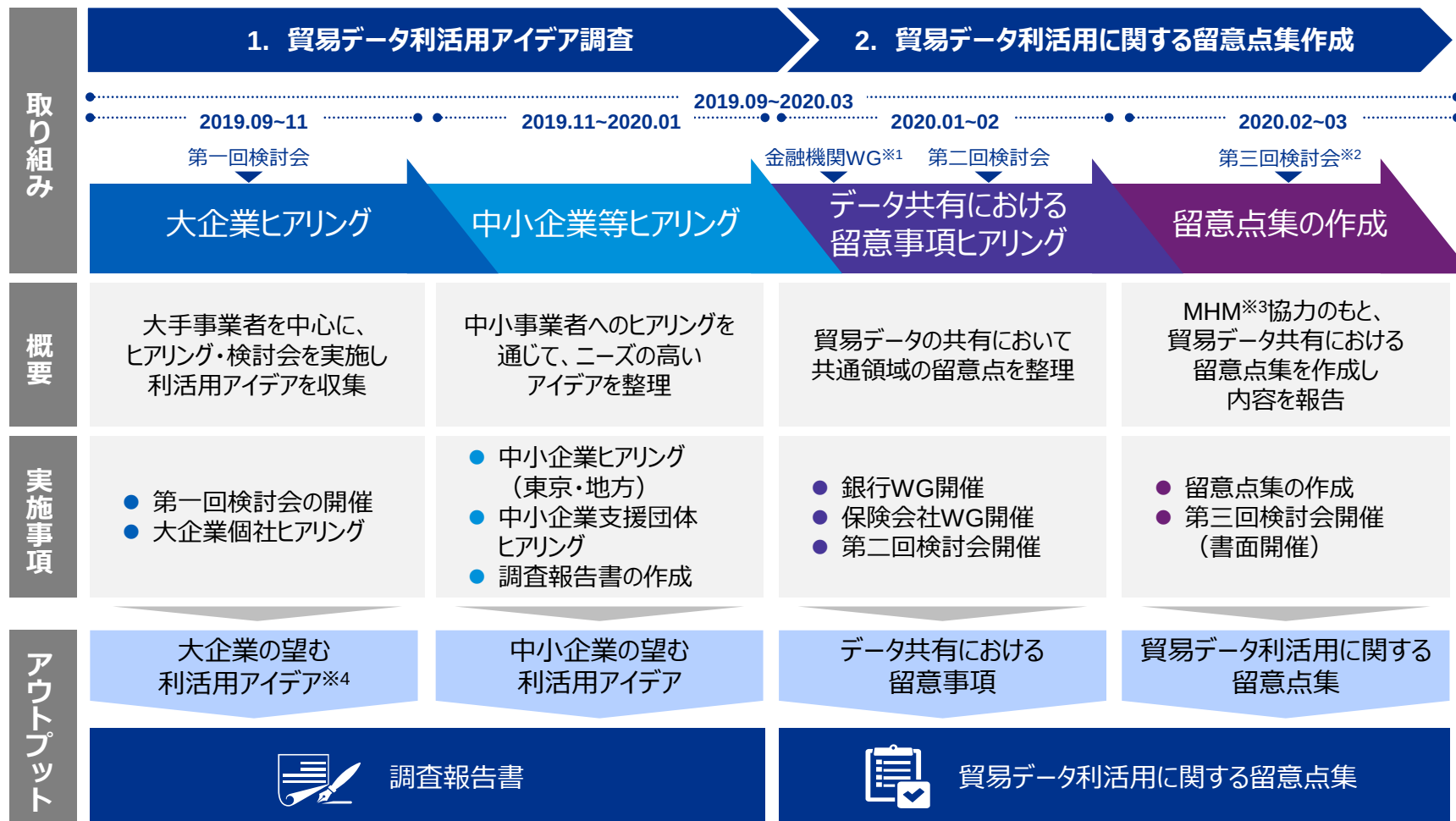
※1：内閣官庁日本経済再生総合事務局「CYカットタイムの短縮について」（平成29年度）

※2：日本経済新聞「FTAの果実、日本つかめず 関税優遇の利用半数」（令和元年8月16日）

※3：全国トラック協会「貨物事故に関する調査結果」（平成26年度）

本事業の取り組みスケジュールとアクション

本事業では検討会および金融機関によるワーキンググループの開催を通じて、貿易データの利活用アイデアの調査、および貿易データ利活用に関する留意点のとりまとめに取り組み、調査報告書と留意点集を作成した。



※1：ワーキンググループ

※2：第三回検討会は書面開催とし、作成した調査報告書および留意点集を検討会参加企業に送付し意見を募った

※3：森・濱田松本法律事務所

※4：ヒアリング結果については後段で説明する

検討会の実施 第一回検討会サマリ

2019年10月28日に実施した第一回検討会では、本事業で実施する調査内容を説明し、貿易データ利活用サービスに関するアイデアについてご意見を賜った。



第一回検討会検討会開催の目的

貿易手続きを行う関連事業者やシステムベンダー、有識者等を集めた検討会を実施し、多角的にニーズやシーズを捉え、貿易データ利活用による新たなサービスアイデアの検討を深める



第一回検討会の内容

01

貿易データ利活用アイデア

貿易データ利活用アイデアに関するご意見を賜った。

- 途上国向けファイナンス
- 貨物マッチングと共同配送
- データに基づく取引先信用判断
- データに基づく融資枠の拡張
- ドライバー稼働状況の可視化
- 貿易決済・運賃決済自動消込

02

本事業の検討方針

本事業の検討方針に関するご意見を賜った。

- 実現可能性の高い施策から取り組む
- データの信頼性の観点から政府や大企業のデータ共有にフォーカスする
- 大手と中小企業のニーズを分けて考える
- 想定受益者の多い施策から取り組む
- 緊急性の高い施策から取り組む
- 中小企業が自らプラットフォームを活用できる施策を設ける
- データ共有におけるコンプライアンスを検討する
- 標準化によるデータ連携環境の整備を行う
- 世界で利用されている既存のデータ標準を利用する
- インターオペラビリティを検討する
- 将来性のある領域から取り組む

検討会の実施 第二回検討会サマリ

2020年2月6日に実施した第二回検討会では、中小企業に対するヒアリング結果の報告や実現ニーズの高い利活用アイデアの紹介をする共に、貿易データ共有における①データ主体の考え方②利活用における留意事項について議論を行った。



第二回検討会検討会開催の目的

データ利活用における「データ主体の考え方」を共有し意見をいただくとともに、貿易データ利活用において留意すべき事項を議論する



第二回検討会の内容

01

データ主体の考え方

データ主体の考え方について事務局の考えを共有しご意見を賜った。

- 貿易データ利活用調査に基づき、データ利活用を行う上で、**データの“共有”に課題がある**ことを報告した
- データ共有を促進すべく、“**自らのデータを共有したい企業がデータを共有できるような環境が望ましく、そのために可能な限り自らに関するデータは自らがコントロールを有することが尊重されるべき**”という考え方を示し、参加企業の方々に理解・合意を頂いた
- 互いが利権を主張し合うのではなく、著作権の「フェアユース」の考え方のように、**可能な限り積極的にデータを利活用していくべきである**のご意見を賜った

02

貿易データの利活用における留意事項

データ利活用における留意点に関するご意見を賜った。

- データ利活用の際してデータを共有する人が開示範囲を選択できる仕組みや、個社が特定できないような加工が必要であるなど、データ利活用における留意ポイントを確認した
- ＜ご意見の紹介＞
- 競争領域のデータを協調領域のデータに加工するような工夫ができると利活用が進む
 - データを共有する企業が開示範囲を選択できる仕組みがあるとよい



2 本事業の成果



2.1 貿易データ利活用調査

2.1.1 大企業ヒアリング

大企業ヒアリングを通じた利活用アイデアの収集

大企業ヒアリングでは、貿易データ利活用について、「金流」と「物流/商流」の2種類のサービスアイデアが挙げた。アイデアは貿易取引データの可視化により実現されるものから、プラットフォーム外部からデータを取り込み初めて実現するものまで様々である。

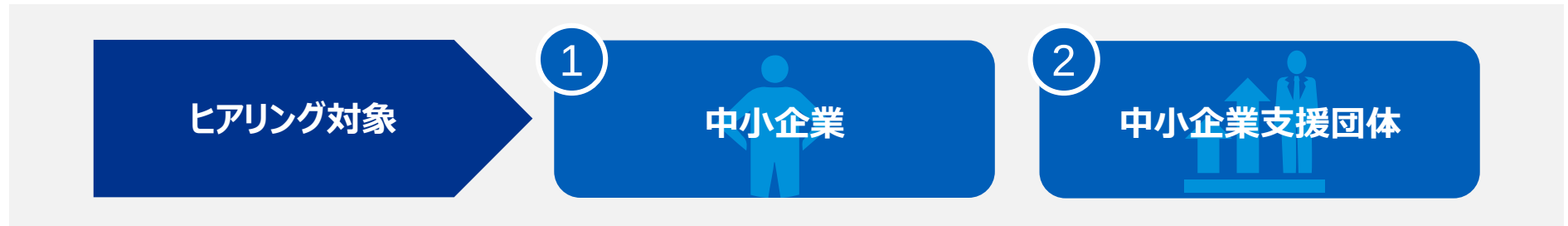
大企業ヒアリングによる利活用アイデア		
No	利活用アイデア	検討会で挙げた意見
1	途上国向けファイナンス	邦銀による途上国向けのファイナンスが行われるとよいだろう。日本の低金利は魅力的であり、現地からファイナンスを行ってほしいという声も挙げている。
2	貨物マッチングと共同配送	少子高齢化により貨物輸送のドライバー数も減少しているため、貨物マッチングによる共同配送で効率的な輸送を実現すべきである。
3	データに基づく取引先信用判断	中小企業がプラットフォームに蓄積される過去の取引情報を検索し、取引先の信用を判断できる仕組みがあると良い。
4	データに基づく融資枠の拡張	欧州の貿易プラットフォーム「We.trade」における取組と同様に、日本でもプラットフォームを介して銀行が輸出入企業の与信拡張を行い、取引をスムーズに開始できるように支援する工夫があるとよい。We.tradeは貿易取引開始の際に、両国の銀行が輸出入者にそれぞれ与信を付与することで、取引をスムーズに開始できるようにしている。
5	ドライバー稼働状況の可視化	日本のトラックの運送効率について、本来の能力の4割しか稼働していない状況である。データ連携により稼働可能なドライバーの待ち時間を削減していく必要がある。
6	貿易決済・運賃決済自動消込	「貿易決済自動消込」による省力化を実現したい。現状、運賃を荷主やFWDが銀行を通じて船会社に支払っているが、入金明細に詳細な文言を入力できず、どの取引に対する入金なのかがわからず消込ができないという課題がある。消込ができないと入金確認が取れず、貨物の受け渡しができないという問題も発生している。

※個社ヒアリングで収集した利活用アイデアは本報告書の後段で紹介する

2.1.2 中小企業等ヒアリング

中小企業等ヒアリングの概要

大企業ヒアリングに続き、荷主に裨益する利活用アイデアの深堀を行うため、中小企業およびその支援団体に対してヒアリングを行った。中小企業の貿易を促進することにより、国際的な競争力の向上が期待される。



中小企業の貿易促進の必要性

貿易手続全体の効率化・高度化を実現するためには、一部の大手企業だけではなく、**中小事業者を含む多くの事業者のデジタル化が重要**である。

荷主に裨益するアイデアの実現可能性・ニーズが高いという仮説のもと※1、**中小企業を含めた、より多くの「荷主」企業のニーズを掘り起すことが重要**である。

日本の貿易高に占める中小企業の割合は15%※2であり、同割合が33%※3のアメリカに比べ低い水準となっている。**国際的な競争力を高めるためにも、中小企業が貿易に取り組みやすい環境の構築を進めていく必要がある。**

輸出に取り組む中小企業は増加傾向にある。中でも**直接輸出を行う中小企業が増加しており※4、輸出を行っている中小企業の58.8%が直接貿易である※5**。他方、直接貿易では新たに国際決済や海外市場の情報入手等の業務やそれに伴うリスクが発生し、取引開始のハードルとなっている。**中小企業が直接貿易をスムーズに開始できる環境を構築することを通じて、我が国の競争力を高めていく必要がある。**

※1：第一回検討会を通じて「プラットフォームに荷主企業が参加することで後続のフォワーダーや保険会社等の企業が参加するモチベーションとなる」というご意見を賜った
※2：中小企業庁「規模別輸出額・輸入額」および財務省「貿易統計」より平成24年度数値を算出
※3：アメリカ合衆国商務省国際貿易局「U.S. Trading Companies, 2012」（平成24年）
※4：中小企業庁「中小企業白書2014年版」（平成26年）
※5：日本政策金融公庫「輸出に取り組む中小企業の現状と課題」（平成28年）

中小企業等ヒアリング結果（1/4）全体まとめ

中小企業の抱える貿易関連課題として最も多かった意見は、①**海外企業の信用を判断することが難しいこと**、②**貿易手続きが煩雑で業務知見のない中小企業の業務負担が高いこと**である。中小企業が貿易取引の締結から手続きまでを円滑に実施できるように、**信用関連情報を共有するスキームや、第三者による業務・ファイナンス仲介のニーズが高く存在する。**

本事業のフォーカス※1

トピック	中小企業の意見	ニーズ
取引成立プロセス	● 中小企業は海外企業の信用判断の材料となる情報や、情報収集のチャネルを有しておらず、債権未回収リスクを回避するため前金100%でないと取引を行わないことが一般的である。そのため、前金を嫌う企業との取引が成立せず、機会損失が生じている ● 粗利の小さい一次産品を扱う中小企業では、手数料がかかる貿易保険やL/Cを利用しないことが一般的である。他方で、商社に貿易仲介を依頼し、貨物を商社に一度買い取ってもらい、債権未回収リスクを回避する方法も散見される	● 過去取引実績等の海外企業の信用判断の材料となる情報の共有 ● 支払保証や売掛債権早期買取・現金化等の金融機関による取引仲介 ● プラットフォーム利用企業に対する統一のKYC※2基準の設定による企業信用の担保
貿易手続き	● 取引相手国ごとに規制や輸出手続きの方法が異なるため、取引の都度、担当者が手続き方法を調べており、業務負担が高い ● 貿易業務に関する知見がなく、貿易人材の確保が難しい中小企業では、商社に貿易業務を委託することが多い ● 貿易取引情報と送金情報がバラバラの状態が存在するため、人の手で消込作業を行う必要があり、業務負担が高い ● 企業間の情報のやり取りはPDFやエクセルファイル、電話やメールで行っており、電子化が進んでいない	● 取引相手国ごとに異なる手続きの方法や必要書類を教えてくれる機能 ● 貿易決済・運賃決済自動消込機能 ● 貿易書類の電子化共有 ● 情報共有フォーマットの標準化
ロジスティクス	● 共同配送は発荷主間、着荷主間での配送条件のすり合わせが難しい。件数としては年々少しずつ増加している ● 国内の輸送費が海外への輸送費を上回るケースもあり、物流費の高騰が商品価格に大きな影響を与えている ● 地方では小口貨物が多く、トラック混載のために十分な貨物量を用意することができない ● 地方港から直接取引先相手国に輸出できるルートはほとんどなく、稀に不定期船が運航することがある程度である	● 貨物情報の可視化 ➢ 県を跨いだ混載配送 ➢ コンテナを埋めるだけの貨物を準備でき、地方港から直接取引相手国に輸出するためのルート開拓 ● 地方から出荷する際の陸上輸送費の低下 ➢ 人材確保 ➢ 共同配送の促進

中小企業の貿易に関する主な課題は、①取引先企業の信用判断、②貿易手続業務の2点である

※1：本事業では「荷主に資する」「既存貿易業務で使用する情報を活用する」「金流」の利活用アイデアの検討にフォーカスしている

※2：Know Your Customer＝顧客の身元を確認し、その適合性を評価するビジネスプロセスのこと

中小企業等ヒアリング結果（2/4） 貿易における取引成立に向けた課題

コネクションや人的リソースに乏しい**中小企業**としては**海外企業の信用情報を収集することが難しく、リスク回避のため一般的に前金100%でないと輸出を行わない**ため、前金を嫌う企業との取引が成立せず、機会損失が発生している。取引先企業の信用情報共有や、第三者機関による債権回収リスクの仲介など、**中小企業の貿易リスクを軽減する施策が求められる**。

トピック	中小企業の意見	ニーズ
取引成立プロセス	新規顧客開拓方法 ● 自社で直接海外ニーズを把握する術がない ● 下記方法で海外取引先を見つけることができている ➢ 見本市への出店 ➢ JETRO、大使館、県庁、商社による紹介 ➢ 海外企業からの直接の引き合い ➢ JETRO提供の企業マッチングプラットフォーム「TTPP」の利用	● 海外企業のニーズの可視化 ● 取引マッチング仲介
	海外企業の信用担保 ■ <u>直接貿易を行う際の海外企業に関する情報の取得について</u> ● 海外企業の信用を判断できる情報を持っていない ● 海外企業の信用情報を収集するチャンネルがない ➢ 前金100%でないと取引をしない ➢ 前金がボトルネックとなり機会損失が発生している ■ <u>間接貿易について</u> ● 中小企業の多くは商社に仲介を依頼することで債権未回収リスクを回避している ➢ 取引の仲介を行う商社は、信用調査会社に海外企業調査を依頼することがある ■ <u>金融機関の仲介サービスについて</u> ● 貿易保険について、一次産品などを扱う粗利が小さい企業の利用率が特に低い ● L/Cは時間やコスト、手続きの煩雑さを理由に、近年利用件数が大幅に減少している	● 海外企業に関する情報の提供 ➢ 他社の過去取引を把握することができれば、海外企業を信用することができる ● 第三者機関の仲介 ➢ 支払保証 ➢ 売掛債権早期買取・現金化 ● プラットフォーム利用企業に対する統一のKYC基準の設定・信用担保 ➢ プラットフォーム共通のKYC項目を定めておき、KYCをクリアした企業に対して、「Endorsed by〇〇銀行」として評価付けを行う
	決済条件 ● 為替リスク回避のため、自社に有利なように円建てで取引を行っている ➢ 取引先との為替条件交渉が必須である。円建て取引のみしか受け付けないことで機会損失が生じる可能性もある	● 安価な為替リスクヘッジサービス

海外企業の信用判断のハードルが高く、貿易リスク回避のニーズが高い

中小企業等ヒアリング結果（3/4） 貿易における手続き面での課題

中小企業にとって貿易手続きのハードルが高い。初めて輸出を行う企業はもちろんのこと、何度も海外取引を行っている企業でも、**国ごとに手続き方法が異なるため取引の都度手順を調べるなど業務負担が高くなっている**。貿易プラットフォームでは、書類情報の電子化・共有に加え、**貿易の手順を明瞭に示す仕組み**があると中小企業の貿易取引促進に資するだろう。

トピック	中小企業の意見	ニーズ
貿易手続き 貿易実務	■ <u>輸出手続きについて</u> ● 取引相手国ごとに輸出手続きの方法が異なるため、取引の都度、担当者が手続き方法を調べており業務負担が高い ➢ 必要と思われる書類を全て提出し、間違いを指定されたら修正する運用をとっているため、不要な書類まで提出している可能性がある ➢ 取引相手国によって品目ごとの輸入規制が異なるため、都度HSコードや関連する輸入規制を調べており、業務負担が高い ➢ 国によってはHSコードに紐づかない輸入規制が存在するため、システムで情報を一元化・可視化することが難しい ➢ 人材を確保することが難しい中小企業は商社に貿易業務を委託することが多い ■ <u>入金消込</u> ● 貿易取引情報と送金情報が紐づかず、消込業務を人の手で行っており、業務負担が高い	■ <u>過去取引情報の可視化</u> ● 過去に同じ品目を取引している企業がいれば、その際に提出した書類の種別や関連する規制の情報を共有してもらい、業務効率化を図る ■ <u>手続きのサポート機能</u> ● 取引相手国ごとに必要書類を教えてくれる機能 ● 品目ごとに輸入規制を調べることができる機能 ● 貿易決済・運賃決済自動消込
	● 企業間の情報のやり取りはPDFやエクセルファイル、電話やメールで行っており、電子化が進んでいない ● 原産地証明書の作成に手間と時間がかかる	■ <u>貿易書類の電子化</u> ● 原産地証明の電子化 ● 情報の一気通貫 ■ <u>情報共有フォーマットの標準化</u> ● 貿易書類のフォーマット標準化

取引相手国ごとに輸出手続きが異なり、業務知見のない中小企業の負担となっている

中小企業等ヒアリング結果（4/4） 貿易における物流面での課題

県内でコンテナを埋めことができるほどの貨物量を用意できない地方企業にとって地方港を利用する機会は少なく、東京に貨物を輸送し東京から輸出するケースが一般的である。しかし、近年物流費が高騰しており、国内輸送費が海外への輸送費を上回るケースも発生している。これらの問題を解決すべく、**貨物情報の可視化、および情報に基づいた共同配送の実現ニーズが高い。**

トピック		中小企業の意見	ニーズ
ロジスティクス	配送拠点の配置転換	● 下記環境変化を受け、企業はより細かく配送網を設けることを求められている ➢ 高齢化 ➢ 労働力人口の減少（特に地方では人材の県外流出が課題である） ➢ 長時間労働の抑制	● 共同配送 ● 地方への人材供給
	共同配送	● 地方では小口貨物が多くトラック混載に十分な貨物量を用意することができない ● 発荷主間、着荷主間での配送条件のすり合わせが難しい ➢ 混載の際には匂いや温度帯、仕向地、ロット等の条件を合わせる必要がある ● 地方では混載倉庫等の設備がない県もある ● 現状、地方から東京へ貨物を輸送する際、物流ステーションで混載して東京港に運ぶのではなく、バラバラな状態で東京のコンテナステーションまで貨物を輸送し、その後軽トラックで港まで運び、港で貨物を取りまとめている	● 貨物情報の共有 ➢ 輸出したい貨物の情報を可視化・共有することで、県を跨いで混載を行うことが可能となる
	地方港からの輸出	● 地方港から直接取引先相手国に輸出できるルートはほとんどなく、稀に不定期船が運航することがある程度である ● 地方港から出る船は東南アジア諸国で中継を行うことが多く、輸送に時間がかかる ● 一次産品などリードタイムが短い貨物は交通網の発達した東京経由で輸出される ● 検疫や混載倉庫の欠如により東京に貨物が流れている ● 地方ではコンテナを埋めるだけの十分な貨物が集まらず、東京に貨物が集中する	● 地方物流インフラの整備 ● 貨物情報の可視化 ➢ 貨物情報共有により、地方でもコンテナを埋めるに十分な貨物量を準備できるようになり、物流量が増えることにより地方港からの輸出が可能となる
	輸送費の高騰	● 物流費は年々高騰しており、国内の輸送費が海外への輸送費を上回るケースもある ● 引き合いが来たにも関わらず取引が破談になるケースでの主な原因は、価格、特に輸送費の高さである	● 地方から出荷する際の陸上輸送費の低下
	業務の自動化	● 検品・倉庫業務について、欧州と比較して自動化が進んでいない ➢ RFIDは使い捨てするにはまだ高価であり、読み取り精度にも改善の余地がある	● センサー技術の発展 ● RFIDの価格低下

貨物情報を可視化し、共同配送を進めるニーズが高い

2.1.3 実現ニーズの高い利活用アイデア

利活用の対象データについて（トランザクションデータ）

本事業での貿易データ利活用アイデア整理・留意点集の対象とするデータは、貿易取引を行う過程でプラットフォームに蓄積されるトランザクションデータ※¹とし、プラットフォーム外部からアップロードされたデータについては検討対象外とする。

トランザクションデータの利活用の流れ

01

トランザクションデータの蓄積

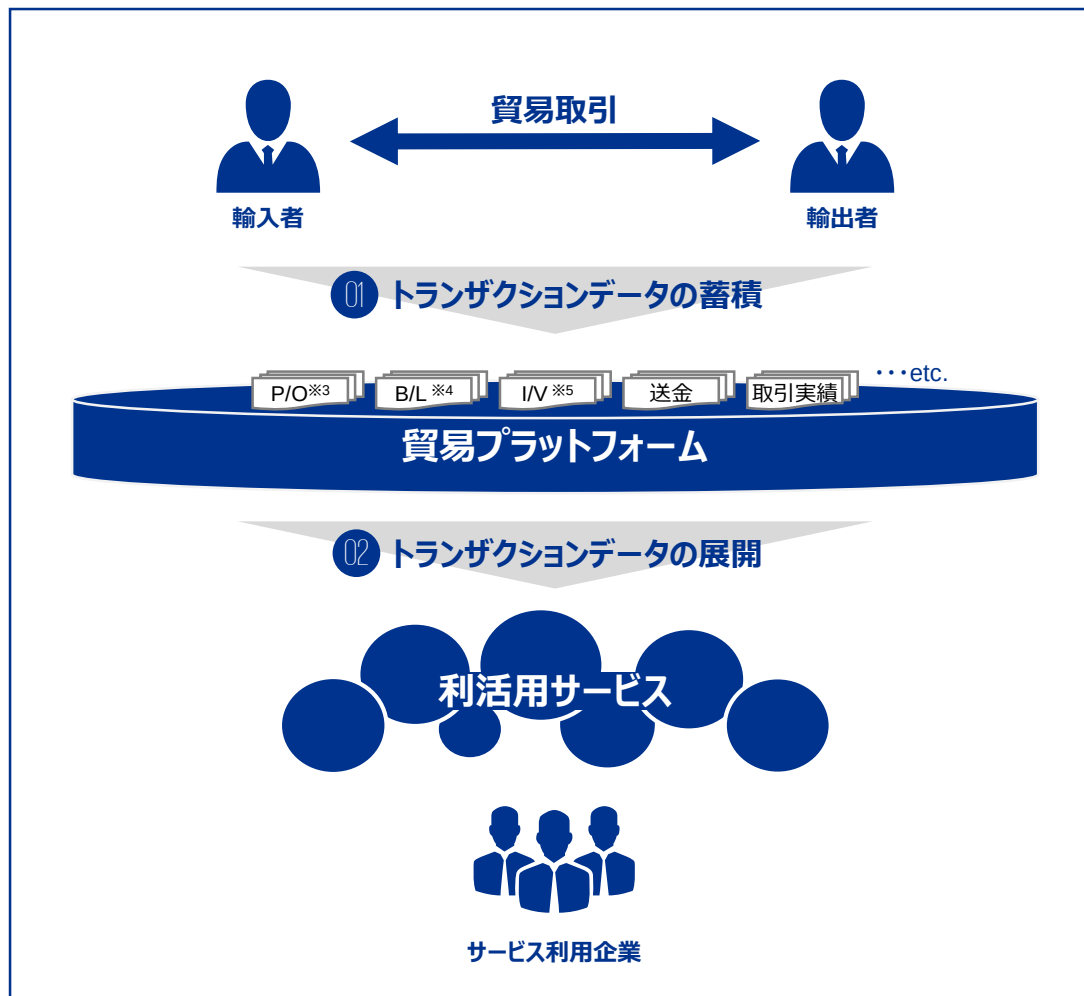
貿易取引を行う過程でトランザクションデータが発生し、貿易プラットフォームに蓄積される

※外部からアップロードされたデータを利活用するものではない

02

トランザクションデータの展開

蓄積されたトランザクションデータを利活用し、付加価値の高いサービスが創出される※²



※¹：貿易取引を行う過程で発生する手続データのこと。P.7を要参照。

※²：サービスは民間事業者により提供されるものであり、本事業はあくまでデータ利活用を行う上での環境整備が目的である

※³：Purchase Order = 注文書・発注書

※⁴：Bill of Lading = 船荷証券

※⁵：Invoice = 商業送り状・請求書・納品書

利活用アイデアの分類

大・中小企業ヒアリングを通じて収集した課題やニーズを踏まえ、実現可能性が高く、荷主企業にニーズのある貿易データ利活用アイデアを取りまとめた。利活用アイデアにはプラットフォームが構築されることで「自然に実現」するものと、実現のためにデータ共有における「仕組みが必要」なものの2種類が存在する。

実現ニーズの高い貿易データ利活用アイデア

- 1 取引先企業の信用判断
- 2 第三者によるファクタリング（売掛債権流動化・支払保証）
- 3 融資枠（コミットメントライン）の拡張
- 4 貿易決済・運賃決済自動消込

分類

「仕組みが必要」

データ共有の際に
指針となるものが必要

「自然に実現」

システムの仕様次第でPF※1が
構築されることで自然に実現される

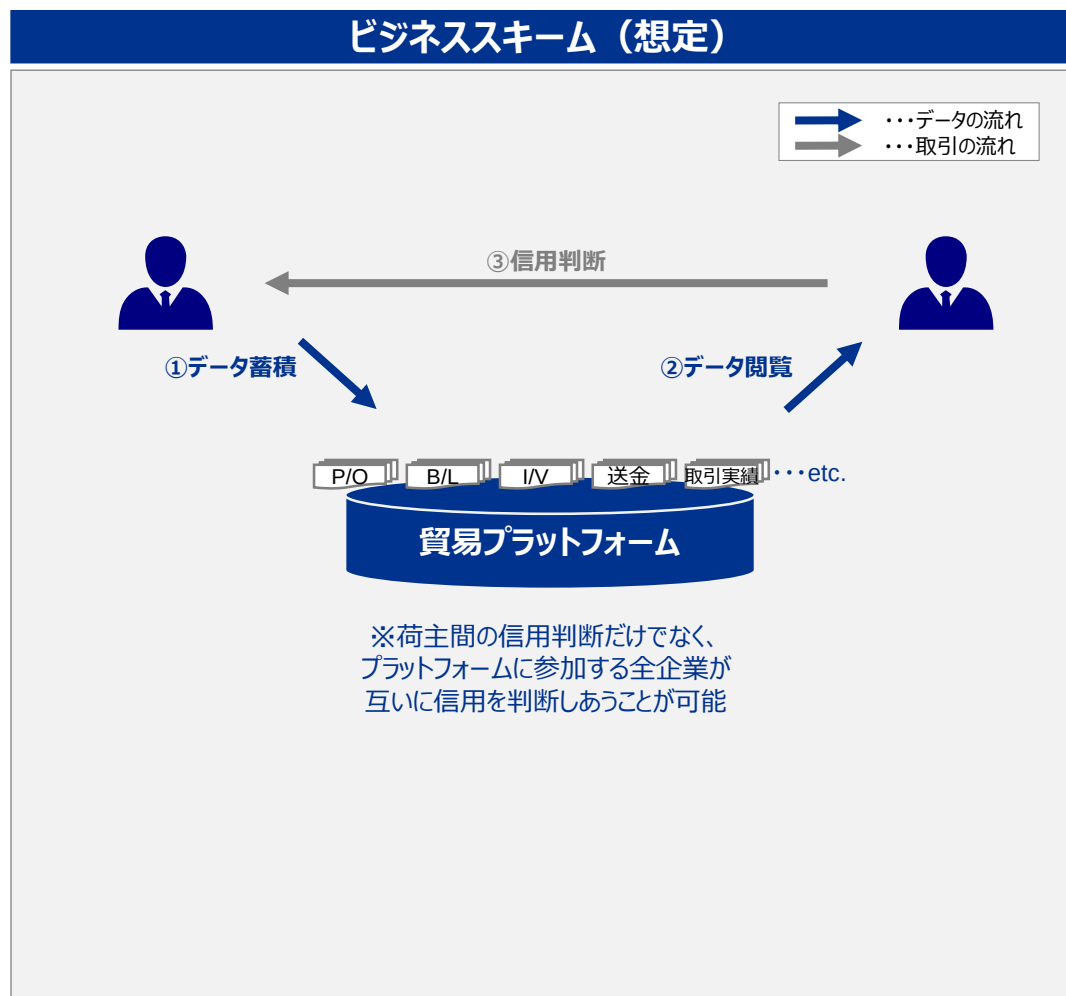
「仕組みが必要」な利活用アイデアに対して、
プラットフォームがサービスを展開とする際に指針にできる「貿易データ共有に関する留意点集」を作成する

①取引先企業の信用判断

仕組みが必要

プラットフォームに蓄積される過去の取引内容や実績を網羅的に把握できると、貿易取引を行う際の取引先の信用判断に裨益することが予想される。特に海外とのコネクションや人的リソースに乏しい中小企業にとって最も有益な施策である。

ビジネス概要（想定）	
概要	プラットフォームに蓄積される過去取引実績やデータを取引先企業の信用判断に利用する
ニーズ	中小企業： 売掛金の未回収リスク回避のため海外企業の信用を適切に判断したい
参加業種	荷主、FWD、船社、銀行、保険会社、プラットフォーム等
サービスの マタイズ方法※1	荷主、FWD、船社、銀行、保険会社、プラットフォーム等：データ提供報酬
利活用データ	■ 生データ ● 過去取引内容 ■ 加工データ ● 取引実績、支払遅延率等のKPI情報
留意点/備考	● 海外企業の信用を判断するケースでは、輸入者がプラットフォームに参加していることが前提 ● プラットフォーム外から企業の信用情報をアップロードできると、利用企業はより精緻に取引先企業の信用判断を行うことが可能となる ● データの共有に際して、データに関連する他社に都度確認が必要であることが課題



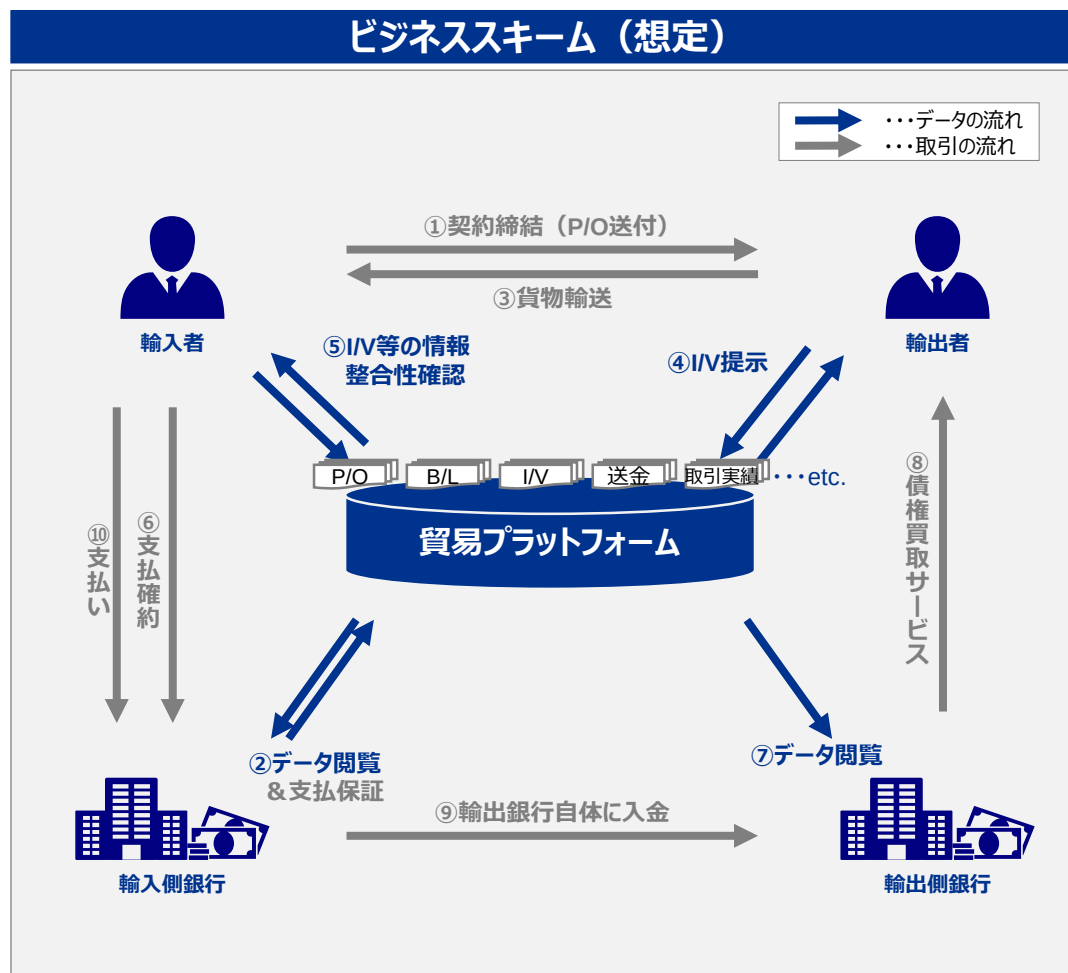
※1：サービスによる収益であり、プラットフォーム自体の利用料は除く

②第三者によるファクタリング（売掛債権流動化・支払保証）

仕組みが必要

輸出者に裨益するファクタリング施策として売掛債権流動化が挙げられる。輸出側銀行はプラットフォームを通じて輸入者が支払いを確約した時点で（デフォルトリスクがなくなったうえで）債権を割り引いて買い取ることで手数料を稼ぐことが可能である。輸出者からすると、早期に売掛債権を現金化できるため、CCC（Cash Conversion Cycle）や資金繰りの改善につながる。

ビジネス概要（想定）	
概要	データに基づき銀行が荷主の信用を判断し、支払保証や売掛債権買取サービスを提供する
ニーズ	● 中小荷主：資金繰り改善 ● 大手荷主：財務諸表（CCC等）改善
参加業種	荷主、都市銀行、地方銀行、プラットフォーマー等
サービスのマネタイズ方法※1	金融機関：サービス提供に対する報酬の獲得
利活用データ	● 過去取引内容（信用判断） ● 現在の取引のI/V（現行取引確認）
留意点/備考	● 輸入者および海外銀行がプラットフォームに参加していることが前提となる ● 輸入側銀行の支払保証がないケースで輸出側銀行が債権を早期に買い取る場合、債券未回収リスクを輸出側銀行が負うこととなる



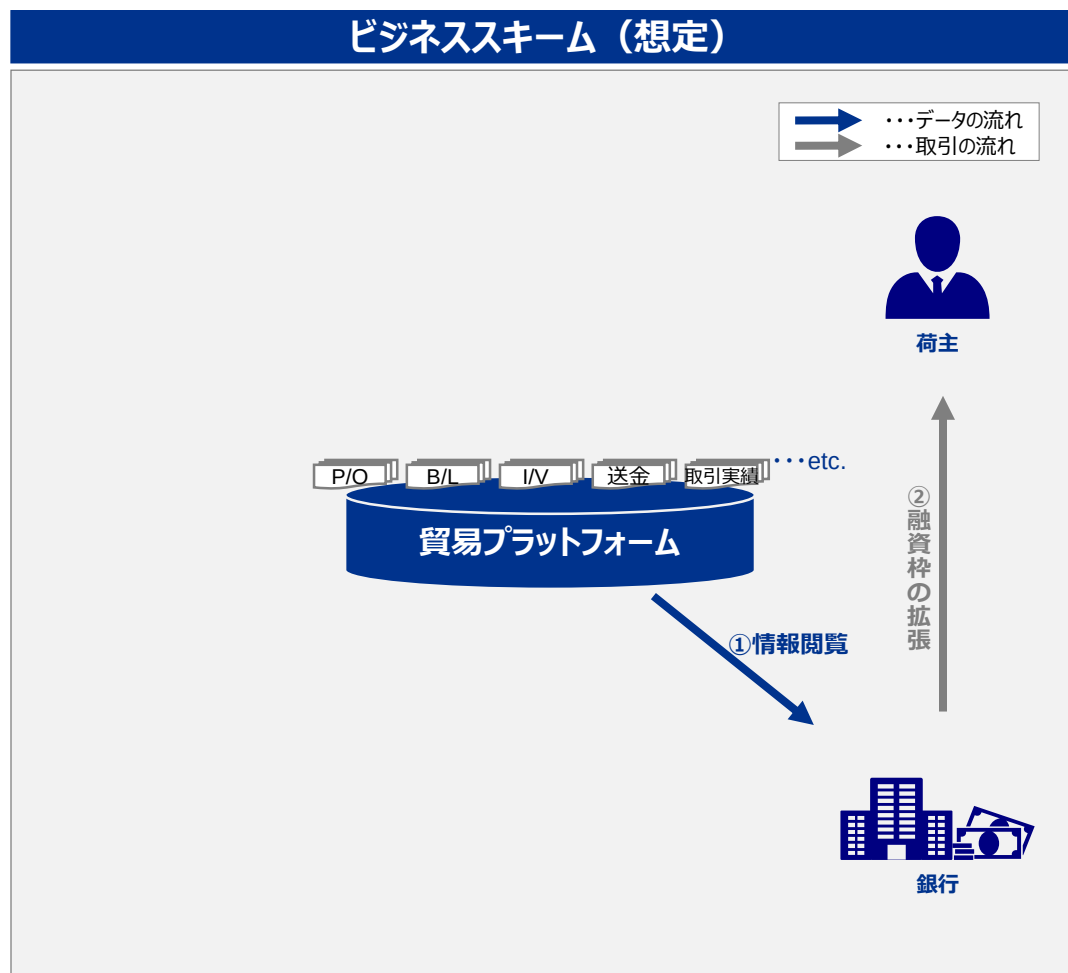
※1：サービスによる収益であり、プラットフォーム自体の利用料は除く

③融資枠（コミットメントライン）の拡張

仕組みが必要

プラットフォームを活用し過去取引データを網羅的に把握することができると、銀行は荷主企業の融資枠（コミットメントライン）を拡張するための材料情報としてデータを利用することが可能となる。

ビジネス概要（想定）	
概要	プラットフォームを介して共有される取引データに基づき企業融資枠（コミットライン）を拡張する
ニーズ	大手・中小荷主：資金繰りの改善・資金力拡張
参加業種	荷主、都市銀行、地方銀行、保険会社、信用調査会社、プラットフォーマー等
サービスの マタイズ ^{※1} 方法	金融機関：ファイナンスによる金利手数料
利活用データ	■ 生データ ● 過去取引内容 ■ 加工データ ● 取引実績、支払遅延率等のKPI情報
留意点/備考	● 融資を受けずともコミットメントラインの保有自体に金利がかかるため、多くの中小企業は取引都度融資を受けることを選択している ● トランザクションを可視化することで与信のタイミングを細かく設定することが可能となるだろう



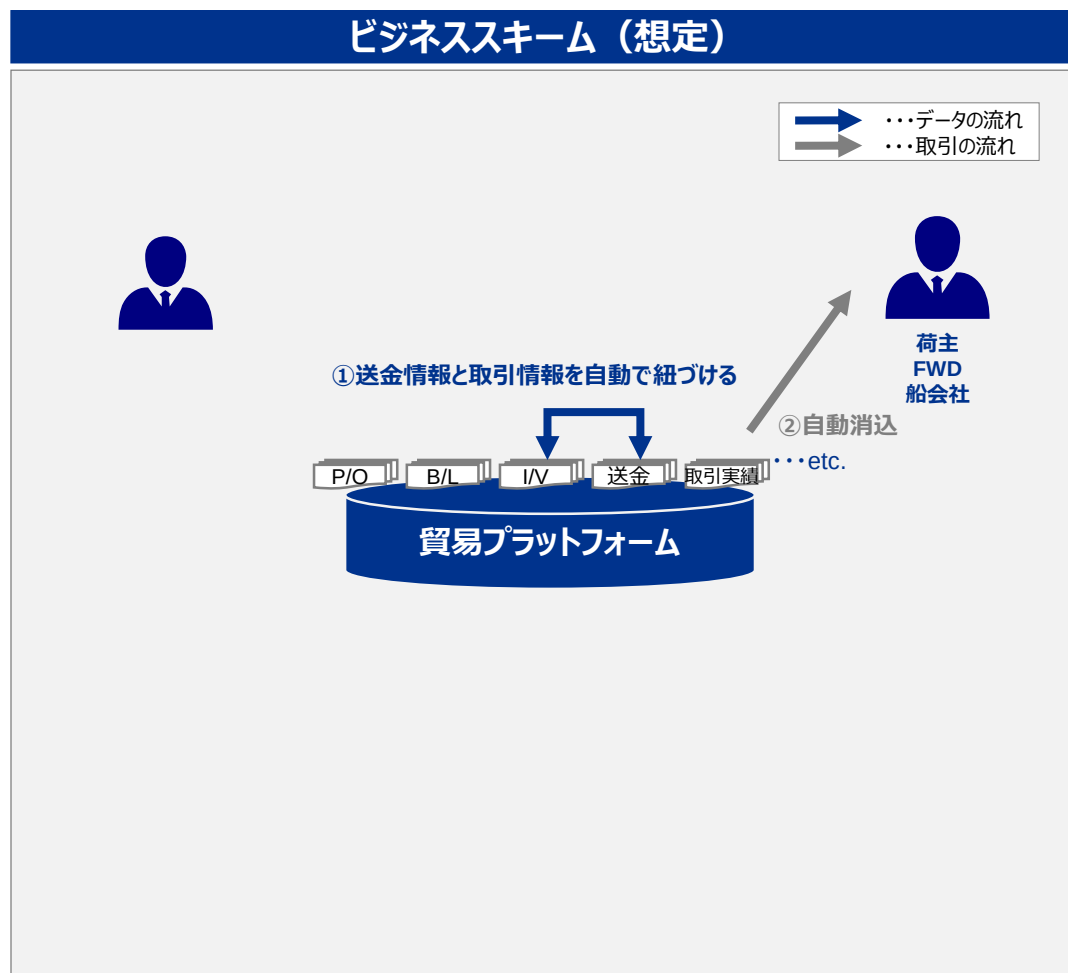
※1：サービスによる収益であり、プラットフォーム自体の利用料は除く

④貿易決済・運賃決済自動消込

自然に実現

現状、貿易取引/運賃情報と入金情報が自動で紐づかないため、多くの企業が人の手で消し込み作業を行っている。取引情報が可視化され、決済情報と紐づくことで、自動で消し込みが行われるようになり、業務負荷が削減される。

ビジネス概要（想定）	
概要	送金情報と取引/運賃情報を紐づけることにより、自動で決済の消込を行う
ニーズ	大手・中小荷主、FWD, 船社： 取引/運賃情報と送金情報が自動で紐づかず、人の手で消込を行っているため、自動化したい
参加業種	荷主、FWD、船会社、都市銀行、地方銀行、プラットフォーム等
サービスの マタイズ ^{※1} 方法	プラットフォーム： サービス提供に対する報酬の獲得
利活用データ	- 取引データ（I/VやP/Oなど） - 送金データ
留意点/備考	- プラットフォームを構築する際に取引データと送金データを紐づける仕組みを設けることで自然と実現する施策である - 消込に必要な取引情報は企業によって異なる（各企業の消込ルールに基づく） - 各社サービスの料金表と取引データを紐づけることにより、請求金額の正当性を判断することが可能となる



※1：サービスによる収益であり、プラットフォーム自体の利用料は除く

2.1.4 本事業を通じて収集したその他ご意見

その他検討会で挙げた利活用アイデアの紹介（1/2）

個社ヒアリングや検討会で挙げた利活用アイデアを紹介する。貿易取引や貨物情報を詳細に把握できることで、貨物トラッキングや、共同配送のための貨物とトラックのマッチングを行うことができるなど意見を賜った。

	利活用アイデア	想定受益者	内容（ヒアリングで賜ったご意見）
1	途上国向けファイナンス	荷主、金融機関	■ 途上国には融資を必要とする企業が多く存在するため、信用力が低く自国の銀行から与信を得ることができない途上国企業を対象に、取引先企業の信用力に基づく取引自体の信用力を担保に、注文書やインボイスベースでの融資を提供できるとよいたの意見を賜った。融資によって途上国との貿易取引が活性化され、結果的に日本企業の貿易高増加や国際競争力向上につながることを期待される。
2	保険料精緻化・ダイナミック化	荷主	■ 現状、保険会社は原則として顧客企業から依頼された付保対象の物流情報は把握しているが、顧客企業の物流の全様を詳細に把握できることで保険料計算に裨益することが考えられるとの意見を賜った。
3	FATF基準に準拠したAML機能	金融機関	■ 金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に準拠するAML用システムとして、普段と異なる貿易取引に対してアラートをあげる仕組みがあるとよいたの意見を賜った。
4	付保規制情報共有	荷主、保険会社	■ 国によっては貿易取引を行う際に輸出国内で保険を掛けることが必須であるケースもあり、付保規制情報の把握は貿易取引を行う上で重要である。現状、取引のたびに付保規制情報を現地の駐在員に確認するなど業務負荷が高いため、保険会社間で付保規制情報が共有されると業務効率化につながるなどの意見を賜った。
5	貨物マッチング・共同配送	荷主	■ トラック運転手不足や貨物の小口化という背景から、共同配送による貨物輸送の効率化のニーズが高くなるとの意見を賜った。貨物情報を可視化することで、県をまたいだ混載条件のマッチング・共同配送が可能となるだろう。
6	ドライバー稼働状況の可視化	荷主、フォワーダー	■ 現在の国内のトラックの積載効率は4割※1とされている。ドライバーの稼働状況や貨物情報を可視化し、貨物とドライバーのマッチングを促進することで、輸送効率の向上が期待される。
7	End to Endの国際物流での貨物トッキング	荷主、フォワーダー船会社	■ 現状、荷主企業はフォワーダーに船積依頼書を提出した後は貨物がどこにあるかリアルタイムで把握することができず、都度フォワーダーや船会社に問い合わせているため、貨物関連情報をリアルタイムで把握することで貿易業務の効率化につながるなどの意見を賜った。

※1：2018年10月11日国交省『物流を取り巻く現状について』

その他検討会で挙げた利活用アイデアの紹介（2/2）

貿易取引の情報を詳細に把握することができると、生産や物流、需要予測など、サプライチェーンに関わる計画を精緻化・自動化できることが予想される。

	利活用アイデア	想定受益者	内容（ヒアリングで賜ったご意見）
8	複数企業によるリアルタイムでの同時書類編集	荷主、フォワーダー、船会社	■ 現状、貿易手続きにおいて各企業が順番に書類を回している状況である。貿易プラットフォームにより貿易書類が電子化・一元管理され、貿易書類の各項目を記入担当企業がリアルタイムで入力していくことが可能となると良いとの意見を賜った。
9	罹災状況可視化	荷主、フォワーダー、船会社、保険会社	■ 現状、大規模災害等の場合、罹災状況の確認に負荷がかかっている。貿易プラットフォームにより罹災状況を共有し合えると、保険会社が重複して罹災状況の調査を行う手間の削減、および罹災時対応の迅速化に寄与しうるとの意見を賜った。
10	情報可視化・共有によるサプライチェーン計画の最適化	荷主、フォワーダー、船会社	■ 貿易プラットフォームで取引情報が可視化されることで、サプライチェーン計画（生産、物流、需要予測等）の最適化や、スケジュールの自動修正が可能となるとの意見を賜った。
11	輸送貨物の品質管理	荷主、フォワーダー、船会社	■ IoTを活用し輸送中の貨物の品質を管理・証明することができるとの意見を賜った。例えば、医療品やワインなど品質が重視される貨物について、輸送中の貨物の温度・湿度の情報を可視化することで、最適な環境で輸送が行えていることを証明することが可能となるだろう。
12	気象情報の共有	荷主、フォワーダー、船会社	■ 気象情報を貿易プラットフォーム上に蓄積されるデータと組み合わせ利活用することで、航路最適化など様々な利活用施策を創出することが可能となるだろうとの意見を賜った。
13	情報に基づくKPI管理の仕組み	荷主	■ 輸送の遅延率や書類手続きの不備などの実績を開示することで、契約に基づいたKPI遵守の分析を行うことが可能となり、取引先選定の際に相見積り判断材料の一つとなるとの意見を賜った。
14	梱包容器トレース	荷主、フォワーダー	■ 貨物容器は日本から輸出されたものであることを証明できないと、再度日本に容器を戻す際に輸入関税がかかる。ブロックチェーンやIoT技術を活用することで日本から輸出されていることを証明できれば、荷主は支払う関税額を節約できるとともに、現状荷主から容器の出自証明を依頼されインボイスに証明を記入する業務の発生しているフォワーダーにとって業務負荷軽減につながる。

その他検討会で挙がったご意見の紹介（1/3）

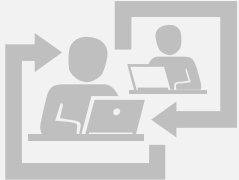
検討を通じて様々なご意見を賜った。例えば、IoTと連携することにより利活用できるデータの厚み・幅が増すという意見や、データ共有におけるフォーマットや規格の標準化を図ることでデータ利活用が促進しガラパゴス化の回避にも繋がるという意見が挙がった。

トピック	内容	(参考) 関連する取り組み例
IoTとの連携	■ 調査の過程で、「貿易プラットフォームとIoTを連携させるべき」「IoTとの連携を見据えたシステム設計をすべき」といった意見が多く挙がった。 ■ IoTの活用は、経済産業省の提唱する「Connected Industries」や、内閣府の提唱する「Society5.0」において中核の施策として位置付けられており、「IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す」ことが期待される。IoTから収集したデータを、貿易プラットフォームに蓄積されるデータと組み合わせ利活用を行うことで、より高度なサービスの創出が可能となるだろう。 ■ 具体的な施策案として「IoTを活用した輸送貨物の品質管理」というアイデアも挙がった。例えば、医薬品や生鮮食品など、品質管理の重要度の高い貨物の輸送時に、IoTにより適切な環境下で管理を行ったこと証明するニーズがある。	■ 内閣府「Society5.0」 ■ 経済産業省「Connected Industries」 ■ 総務省「情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT政策委員会」 ■ 内閣官房IT総合戦略室「データ流通環境整備検討会」および「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ」 ■ 民間事業者による「IoT推進コンソーシアム」等 
データ標準化 ・データフォーマット統一 ・インターオペラビリティ	■ 検討会において「データを共有する際のフォーマットの標準化」や、「プラットフォーム間でのインターオペラビリティの設計」など、データフォーマットや共有技術の標準化に関する意見を多数いただいた。標準化が進むことによりシームレスなデータ共有が実現され、データ利活用の促進が期待される。 ■ さらに、貿易という海外連携が必須となる分野においてインターオペラビリティの有用性は高く、プラットフォーム間でのインターオペラビリティの確立は、プラットフォームのガラパゴス化の回避につながる。 ■ 海外では既にプラットフォーム間の相互運用性を高めるための取り組みが行われている。例えば、国際商業会議所（ICC）管轄のDSI（Digital Standards Initiative, IDUTN）ではブロックチェーンプラットフォーム間の連携の標準化について検討が進められており、本書で紹介する海外貿易プラットフォームの多くがDSIに参画し、プラットフォーム間のインターオペラビリティの構築を前提にデータ利活用サービスの展開を進めている。DSIでの取り組み内容に基づいたプラットフォーム設計を行うことで、プラットフォーム間でシームレスなデータ共有が実現され、利活用できるデータの厚みが増し、データ利活用サービスの創出が一層促進されるだろう。 ■ 検討会では、データ共有の際にEDIの国際標準規格であるEDIFACTを利用することや、JASONファイル形式によるデータ共有などが標準化の具体例として挙げられた。	■ ICCのDSI（Digital Standards Initiative, IDUTN）：ブロックチェーンにおける相互運用性 ＜検討事項の一例※1＞ ・ 通信プロトコル：データ交換に使用する媒体は何か ・ データモデル：データをどの形式で交換するか ・ アイデンティティフレームワーク：誰と、または何を交換したいかをどのように識別するか ■ ICC「URDG(Uniform Rules for Demand Guarantees)」(需要保証における統一ルール)の中でブロックチェーン上の取引におけるL/Cの標準化について検討が進められている 

※1：Marco Poloホームページ「Details of Major Trade Finance Network in Development」

その他検討会で挙がったご意見の紹介（2/3）

検討会を通じて貿易プラットフォームとその他組織の提供するプラットフォームとの連携を望む意見が多数挙がった。同時に、プラットフォームが乱立しサイロ化すると業務効率が低下してしまうため、貿易プラットフォーム間のシングルウィンドウ化が求められている。

トピック	内容	（参考）関連する取り組み例
他プラットフォームとの連携とシングルウィンドウ化	【全銀EDIシステム（ZEDI）との連携】 ■ 企業へのヒアリングでは、全銀EDIシステム（ZEDI）と貿易プラットフォームとの連携を望む意見も賜った。全国銀行協会の提供するZEDIは、「支払企業から受取企業に総合振込を行うときに、支払通知番号・請求書番号など、さまざまなEDI情報の添付を可能とするシステム※1」である。貿易プラットフォーム上の取引データをZEDIと連携させることにより、取引に対する振り込みや、入金確認、売掛金の消込管理等の業務の効率化を図ることができると予想される。 【NACCSとの連携】 ■ 企業へのヒアリングや検討会を通じてNACCSとの連携を望むご意見を多数いただいた。NACCSとの連携により、貿易プラットフォームで作成した貿易書類・情報をもとに通関を行うことが可能となることが予想される。 【サイバーポートとの連携】 ■ 国土交通省並びに内閣官房が進めている港湾関連データ連携基盤（サイバーポート）との連携に関して、民間の貿易プラットフォームとの連携、ひいては連携時のシングルウィンドウ化を望む意見を多数いただいた。サイバーポートと連携することで、一気通貫でデータ共有が行われ、業務効率化を図ることができるばかりか、利活用できるデータの厚みが増し、より高度な利活用サービスの創出につながることが予想される。 （補足）貿易プラットフォームのシングルウィンドウ化 ■ 民間企業により貿易プラットフォームの構築が進められている中、検討会では「複数のプラットフォームを使い分けることになるのは避けたい」、「シングルウィンドウ化を進めていく必要がある」という意見も多くいただいた。プラットフォームの有用性を高めるためにも、貿易プラットフォーム同士のシングルウィンドウ化を進めていくことが求められる。	■ 全国銀行協会「全銀EDIシステム（ZEDI）」 ■ 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社「NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）」 ■ その他貿易プラットフォーム事例 ● NTTデータ社：「TradeWaltz」 ● IBM社・Maersk社：「TradeLens」 ● we.trade Innovation DAC・IBM社：「We.Trade」 ● R3社：「MarcoPolo」 ● R3社「Voltron」 ● komgo SA：「komgo」 ● VAKT Global Ltd.：「VAKT」 ● 香港金融管理局：「eTradeConnect」 

※1：一般社団法人全国銀行協会ホームページ「ZEDI（全銀EDIシステム）」より引用

その他検討会で挙がったご意見の紹介（3/3）

検討会を通じて貿易書類の電子化を求める意見を多数賜った。また、貿易手続きにおいて大企業と中小企業で行う作業は同じであるため、中小企業に資金的な支援を行い、貿易プラットフォームの利用を促進できると良いと意見を賜った。

トピック	内容	(参考) 関連する取り組み例
貿易書類の電子化	■ 個社ヒアリングを通じて、「現状原産地証明の手続き負荷が高いため、原産地証明が電子化され、手続きの手順が明確化されるとよい」との意見も挙がった。貿易業務に知見のない中小企業の中には手続きに必要なと思われる書類をすべて提出し、本来提出が必要ないものまで提出している企業も存在することである。原産地証明を作成するにあたり、必要となる情報を電子共有できると業務効率化が進み、中小企業を含む事業者のさらなる輸出が後押しされる。 ■ 現在、経済産業省、農林水産省、日本商工会議所により非特惠原産地証明書の電子化が進められている※1。申請に必要な情報をインターネットで入力し書類をデータで提出することで、オンラインで証明書が発給される仕組みである。2020年春に一部の商工会議所において電子発給業務が開始される予定である。 ■ 検討会では、貿易書類電子化に伴う権利移転の仕組みや電子データの原本性を認めることで電子取引が進む環境構築が可能となるだろうとの意見も賜った。	■ 経済産業省、農林水産省、日本商工会議所による非特惠原産地証明書の電子発給 
中小企業支援策	■ 国際競争力向上に向けた中小企業による貿易取引の促進に関して、貿易プラットフォームを利用することが中小企業の貿易業務負荷の削減、ひいては取引の活性化につながることが想定される。他方で、貿易に必要な手続きは大企業も中小企業も同じであるため、中小企業が貿易プラットフォームの利用を行う際に資金的な支援があることで中小企業のプラットフォーム利用が進むだろうという意見を賜った。 ■ 中小企業に対する資金的な支援として、経済産業省、中小企業庁、および中小機構による中小企業生産性革命推進事業における2020年度補助金が存在する。 ■ プラットフォームの利用に際して、中小企業のITリテラシー向上のため教育施策も必要であるとのご意見も賜った。 	■ 経済産業省、中小企業庁、中小機構「中小企業生産性革命推進事業」※2 1. 「ものづくり・商業・サービス生産性向上事業（ものづくり補助金）」 中小企業が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。 2. 「小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）」 小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓の取組等を支援します。 3. 「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」 中小企業が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客開拓獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を促進します。

※1：日本経済新聞「日本製」の証明書を電子化、日商など 輸出後押し（平成30年11月23日）
 ※2：経済産業省HP「中小企業対策関連予算」



2.2 貿易データ利活用に関する 留意点集の作成

2.2.1 貿易データ利活用における課題

貿易データ利活用の世界的な潮流と日本の現状

貿易書類データの多様性や貿易取引の絶対量の増加を鑑みると、貿易領域におけるデータ利活用の伸びしろは大きい。他方で、日本は諸外国と比べ貿易データ利活用が進んでおらず、積極的にデータの共有・利活用を行える環境の整備が求められる。

貿易分野における 国際競争力の 向上プロセス	国別比較	
	日本	諸外国
貿易書類電子化	■ 昨年度のNEDO事業における貿易データ連携システムの実証実験など、国内でも貿易書類の電子化・共有による業務効率化促進の取り組みが進められている	■ 諸外国では様々な貿易関連サービスやプラットフォームの展開により貿易書類の電子化が進められている
貿易データ利活用	■ 日本では商業データの共有にハードルがあり、データの利活用が進んでいない状況である ■ 他方、特に中小企業などでは、自社の取引データを共有・利活用していきたいという潜在的なニーズが存在しており、データ共有の環境整備が急がれる	■ 諸外国では様々な貿易データの利活用サービスの創出が進められている ➢ 米国では税関が貿易取引データを開示することで、データ利活用サービスの創出が促進されている ➢ 欧州では、自社の貿易取引データを共有することで享受できる高付加価値サービスが展開されている

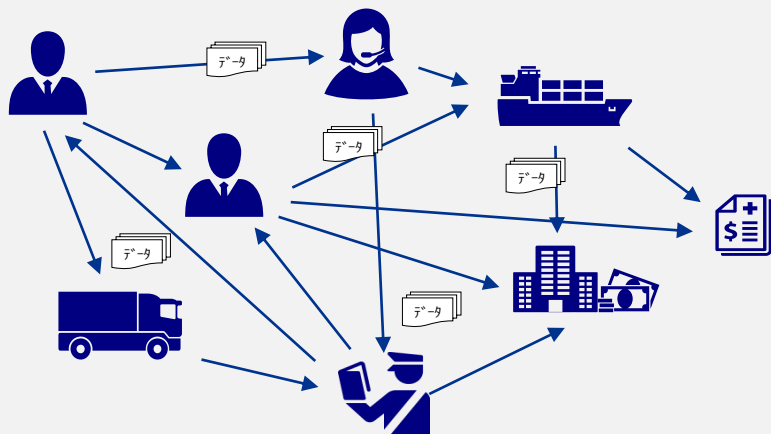
諸外国におけるデータ利活用の潮流を背景に、我が国でも「積極的にデータの共有をすることができる環境づくり」を通じて、貿易データ利活用の促進と国際競争力の向上を目指す

我が国の貿易データ利活用における課題

商業データはコントロールの主体者を定義することが難しく、データ利活用が進みづらい状態にある。留意点集の作成を通じてデータ主体に対する考え方や留意事項をまとめることで、自らのデータを共有したい人が共有できる状態を実現する。

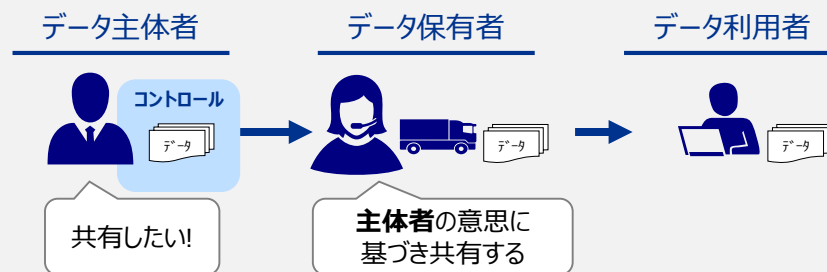
貿易データ共有の現状

商業データは一義的にデータコントロールの主体者を定義することが難しく、さらにデータ主体者が複数いる場合、満場一致で合意しない限りデータが共有されないため、利活用が進まない



あるべき姿

データ主体に対する考え方が整理され、自身のデータを共有したい人が円滑にデータを共有できる状態



現状、「データ共有」にハードルが存在し、利活用が進んでいない状況である。
データ利活用促進の1stステップとして、まずは自らのデータの共有を望む者がデータを共有できる環境づくりを進める。

2.2.2 貿易データ利活用に関する留意点集

留意点集作成の概要

留意点集の作成を通じてデータ主体に対する考え方や留意点を取りまとめることで、自らのデータを共有したい人が共有できる環境を整備し、事業者間の貿易データの利活用の促進を図る。



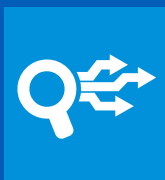
留意点集作成の目的

貿易手続全体の効率化・高度化を実現するため、民間プラットフォームがサービス展開に際して指針にできるデータ利活用に関する留意点集の作成を通じて、事業者間で貿易データの利活用が進む環境を整備する。



留意点集の対象

貿易取引を行う過程でプラットフォームに蓄積されるトランザクションデータを利活用の対象とし、プラットフォーム外部からアップロードされる新規データについては検討範囲外とする。
留意点集では、トランザクションデータを第三者に共有する際の留意事項を取りまとめる。



貿易データ利活用調査との結びつき

- 調査の結果、収集した利活用アイデアの中でも、データ共有に際して免責事項や留意事項を設ける必要のある「データ利活用に関する仕組みづくりが必要なアイデア」と、「プラットフォームが構築されることで自然と実現されるであろうアイデア」があることが分かった。これらのうち、「仕組みが必要」なアイデアに対しては、プラットフォームがビジネスをスムーズに展開できるように、データ共有に関する留意点集の作成を行う必要があることが浮き彫りとなった。
- さらに、調査を通じて、中小企業が自社の取引情報を公開することで信用力を高め、引き合いの増加を期待できるという意見を賜った。このように今後我が国でもデータ利活用サービスが多数創出された暁には、自社の取引情報を積極的に共有することで結果的に自社の貿易取引を活性化できる事例が多く出てくることが想定される。
他方で、現状、商業データはコントロールの主体者を定義することが難しく、データ利活用が進みづらい状態にある。取引情報の公開による信用創造というデータ利活用の1stステップとして、まずは自らに関するデータを共有したい人が積極的にデータの共有をすることができる環境を構築すべく、留意点集の作成を通じてデータ利活用の目指すべき方向性を示す必要がある。

留意点集の目指す方向性

留意点集では「自らのデータは自らがコントロールを得ることで、自社のデータを公開したい者が積極的にデータを共有できるべきである」というデータ利活用の目指すべき方向性を示すとともに、プラットフォーマーがサービス展開に際して留意すべきポイントを示す。

- 諸外国における貿易データ利活用の潮流を受け、我が国でも貿易データ利活用による業務効率化・高度化が求められる。他方で、日本では商業データの利活用が進んでいないため、留意点集の作成を通じて目指すべき方向性を示すことで、貿易データの利活用促進を図る。
- 留意点の立場として、下記方向性を目指す。
 - ✓ **自らに関するデータに対しては自らがコントロールを有するという考えを尊重することが望ましい。**
 - ✓ **第三者に自らのデータの共有を望む者が積極的にデータを共有できる環境を目指す。**
 - ✓ **前項を受け、マスキング等の工夫を前提に、自社判断で公開できる範囲を事前に決めておくことが望ましい。**
 - ✓ **マスキング等の工夫を施すことで、データは可能な限り詳細な粒度で公開することが望ましい。**
- 上記の方向性を目指すために留意すべき詳細な事項は、別添の「留意点集～貿易データ利活用に向けて～」を要参照。



留意点集の構成

以下は留意点集の構成である。留意点集では、「自らのデータは自らがコントロールを得ることで積極的に共有できるべきである」という方向性を示すとともに、プラットフォーム上で貿易データを共有する際の留意点について例示を交えながら紹介する。

目次

■ 第一章：総論

1. 留意点集策定の背景（貿易データ利活用促進の重要性）
2. 留意点集策定の目的
3. 留意点集の意義
4. 貿易データ利活用に関連する政府の取り組み・関連ガイドライン

■ 第二章：留意点集の対象・構成・活用

1. 想定読者
2. 全体構成
3. 活用方法

■ 第三章：データ利活用を検討するにあたっての法的な基礎知識

1. プラットフォームを利用したデータ共有
2. データ主体についての考え方
3. プラットフォームを通じたデータの利活用に関する法的論点の総論

■ 第四章：貿易プラットフォームにおけるデータ利活用の留意点

1. 貿易プラットフォームにおけるデータ主体
2. データ主体／保有者による開示インセンティブ
3. データ利活用者による利活用の促進
4. プラットフォームの構成
5. プラットフォーム参加者間の紛争の回避

内容

1章

留意点集作成の
背景と目的の説明

2章

留意点集の構成紹介

3章

データ主体の考え方紹介

4章

データ利活用における
留意点の一覧紹介

3

(Appendix)
海外貿易データ利活用事例調査



3.1 海外貿易プラットフォーム事例

海外貿易プラットフォーム事例紹介

諸外国ではブロックチェーンを活用した貿易プラットフォームが数多く存在する※¹。以下は中でもすでに稼働しているメジャーな貿易プラットフォームの例である。貿易プラットフォームは大きく「サプライチェーン管理」と「トレードファイナンス」の2種類に分かれる。

	サプライチェーン管理		トレードファイナンス				
	TradeLens	Vakt	eTradeConnect	Komgo	Marco Polo	Contour	We.Trade
稼働	2018年8月にOfficial Launch	2018年6月にOfficial Launch 2017年12月に合併設立	2018年10月にOfficial Launch	2018年12月にProduct Launch 2018年8月に合併設立	2020年1月現在試行運用中、2020年第二四半期にLive Launch予定 2019年に支払保証・債権流動化モジュールをLaunch	2018年10月にOfficial Launch 2019年12月にBeta Launch予定	2018年7月にLive Launch
主体	- IBM - Maersk	- 銀行、商社、石油会社等12社による合併会社 - Deloitte - ThoughtWorks	- HKMA（香港金融管理局） - 香港大手12銀行（うちInitial partnerは7銀行） - OneConnect	銀行、商社、石油会社等15社による合併企業	- R3 - TradelX 30企業が参加するコンソーシアム	- 世界中の銀行12行 - R3 - CryptoBLT - Bain & Company	- 欧州の14銀行のコンソーシアムおよび合併会社 - IBM
基盤技術	Hyperledger Fabric (IBM Blockchain Platform)	Quorum (Ethereum)	Hyperledger Fabric	Quorum (Ethereum)	R3 Corda	R3 Corda	Hyperledger Fabric (IBM Blockchain Platform)
目的	貿易書類や貨物情報のリアルタイム・シームレス共有	コモディティ取引における貿易手続書類の電子化共有による業務効率化	トレードファイナンスの効率化と透明性の向上（詐欺の防止）	- KYCの電子効率化 - 貿易金融プロセスの電子化、偽造文書による詐欺の削減	銀行と顧客の間の商業資本および運転資本の運用を効率化	電子信用状による取引効率化・不正防止	欧州の中小企業の貿易取引の効率化とファクタリングサービスの提供
コンテンツ	- 貨物トラッキング (Visibility) - 貿易書類の電子化共有 (Document Sharing) - アラート (Alert)	- 契約締結 (スマートコントラクト) - 物流管理 - インボイス発行	- 貿易書類の電子化共有 - オープンアカウント融資 - ERPとの連携 - 同一POへの重複融資の監視	- 貿易書類(信用状等)の電子化 - KYCのための書類データ共有 - 暗号化によるセキュリティ向上 - 貿易金融サービスの提供	- 売掛債権流動化 - 支払保証 - 買掛金に対する融資 - ERP連携	貿易書類の作成・検証・共有	- 特定条件に基づく自動支払 - 輸入側銀行による支払保証 - 支払保証に基づく融資 - IVLに基づく融資
地域	5大陸	イギリス、オランダ、その他	- 香港 - We.tradeと連携しヨーロッパに拡大することが予想される	日本、アメリカ、フランス、オランダ、オーストラリア、その他	5大陸 25か国以上	6大陸27か国	- 欧州14か国 - eTradeConnectと連携しアジアに拡大することが予想される
特徴	- 世界の海上コンテナ取引の6割以上をカバーしている - 各国の港湾施設、税関、内陸運送、フォワーダー・3PLも参加 - 鮮度の良い・正確なデータの提供 - グローバル・スタンダードに準拠したデータモデル - 銀行・保険向けサービスの提供	12社のうち7社がKomgoに参画 2018年12月にKomgoと連携 - 原油取引にフォーカスし、北海油田における取引から活用を開始 - Enterprise Ethereum Alliance (EEA) に加盟※²	- 同一資産に対する重複融資防止を目的としているため、行政が主導している “Non-Profit”プラットフォーム - 今後税関や保険会社、物流企業等の参加が予想されている - We.Tradeと連携合意を発表（2018年10月） - SmartCargoと連携PoCを完了。ターミナルや船社が提供する履歴情報を連携する想定。	- 加盟企業のうち7社がVaktにも参画している。 2018年12月にVaktと連携 - 日本からMUFJが参画	- オープンアカウントファイナンス特化 - ICCのDigital Standards Initiative※³に参画し、プラットフォーム同士のインターオペラビリティを高める取り組みを行っている 2019年12月の実証実験には25以上の国から70以上の組織が参加 - 日本からSMBCとMUFJ、三井物産が参画	- 旧Voltron - L/C取引に特化 - ICCのDigital Standards Initiativeに参画し、プラットフォーム同士のインターオペラビリティを高める取り組みを行っている - グローバル大手企業、全50社を巻き込んだCorDapp Trial 終了（2019/04） - 日本からみずほ銀行が参画	- 中小企業の貿易取引にフォーカス - トレードファイナンスプラットフォームに関するコンソーシアム「Batavia」を吸収（2018年9月） - 統一のKYC基準を設けている - eTradeConnectと連携合意を発表（2018年10月） - 銀行は既存顧客との取引から利用を開始

※¹：各社ホームページ、および一般社団法人日本ブロックチェーン協会「ブロックチェーン国家戦略に向けた提言（事例分析編）」をもとに作成

※²：EEAは、すべての産業の改善のためのオープンスタンダードとしてのEthereumブロックチェーンテクノロジーの使用を可能にし、インターオペラビリティを高める取り組みを行っている

※³：もともとDigital Standards Initiative（旧UTN）はR3社とTradelX社がCordaアプリケーションの相互運用性を高めるための取り組みとして立ち上げたものである

TradeLens（1/3）概要紹介

TradeLensは海運大手のMaersk社とIBM社が提供する、貿易書類や貨物情報のリアルタイム・シームレス共有を目的とした貿易プラットフォームである。世界中から大手海運企業が参加しており、世界の海上コンテナ取引の6割以上をカバーしている。

サマリ

	主体	- IBM - Maersk
	目的	貿易書類や貨物情報のリアルタイム・シームレス共有
	ブロックチェーン	Hyperledger Fabric (IBM Blockchain Platform)
	機能	- 貨物トラッキング（Visibility） - 貿易書類の電子化共有（Document Sharing） - アラート（Alert）
	稼働	2018年8月にOfficial Launch済
	地域	5大陸
	特徴	- 世界の海上コンテナ取引の6割以上をカバーしている - 各国の港湾施設、税関、内陸運送、フォワーダー・3PLも参加
	成功に向けたKSF	- 海上コンテナ取引におけるシェアが圧倒的である - 鮮度の良い・正確なデータの提供 - グローバル・スタンダードに準拠したデータモデル - 銀行・保険向けサービスの提供

参加企業一覧

Project Lead

IBM, Maersk

Shipping

ONE, Hapag-Lloyd, CMA CGM, msc, ZIM, Safmarine, HAMBURG SÜD, KMTCC, BOLUDA, APL, PIL, Seaboard Marine, SEALAND, NAMSUNG

3PL・Land Transport

Agility, Satellite Logistics Group, Unifeeder, CEVA Logistics, Sunburst Truck Lines, IMC Companies, DAMCO, World Wide Alliance, Kotahi Logistics, SPIL, Livingston International, Garanfeeder

Customs

アブダビ、アゼルバイジャン、オーストラリア、バーレーン、カナダ、オランダ、ガーナ、ペルー、サウジアラビア、シンガポール

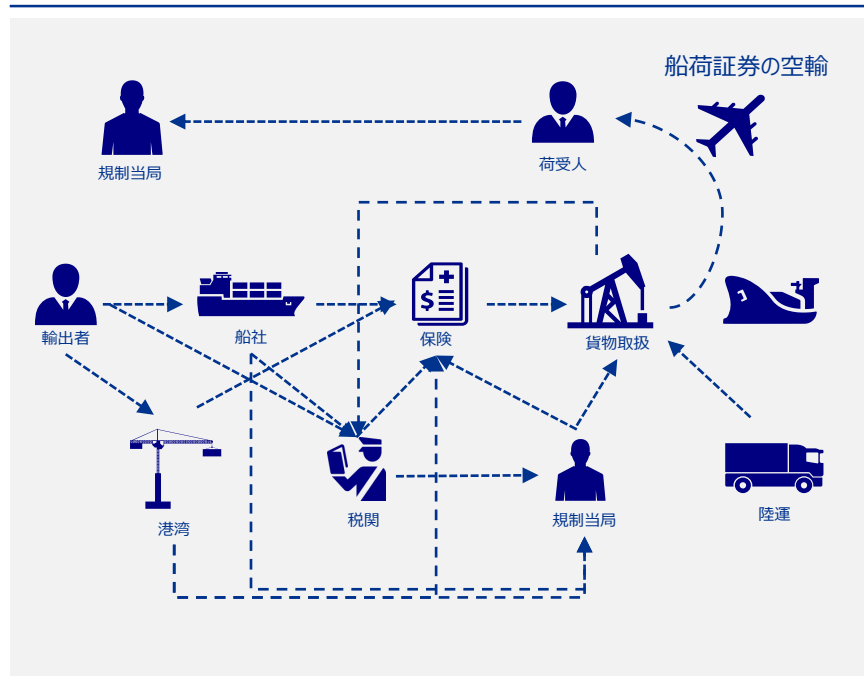
Terminal

横浜、名古屋、神戸、門司＋その他（計61）

TradeLens（2/3）概要紹介

現行の貿易取引では、依然として紙や手作業での非効率的な事務作業が行われている状況である。TradeLensでは貿易取引に関連する各企業が書類データをプラットフォームにアップロードすることで一元管理・共有が可能となり、業務効率化が図られる。

現在



紙・手作業の非効率、高コスト、脆弱

TradeLens導入後

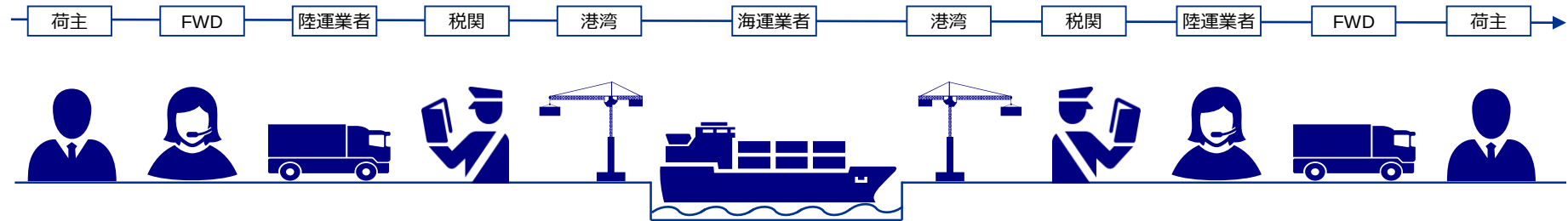


透明性、来歴管理、真正性、コンセンサス、ファイナリティー

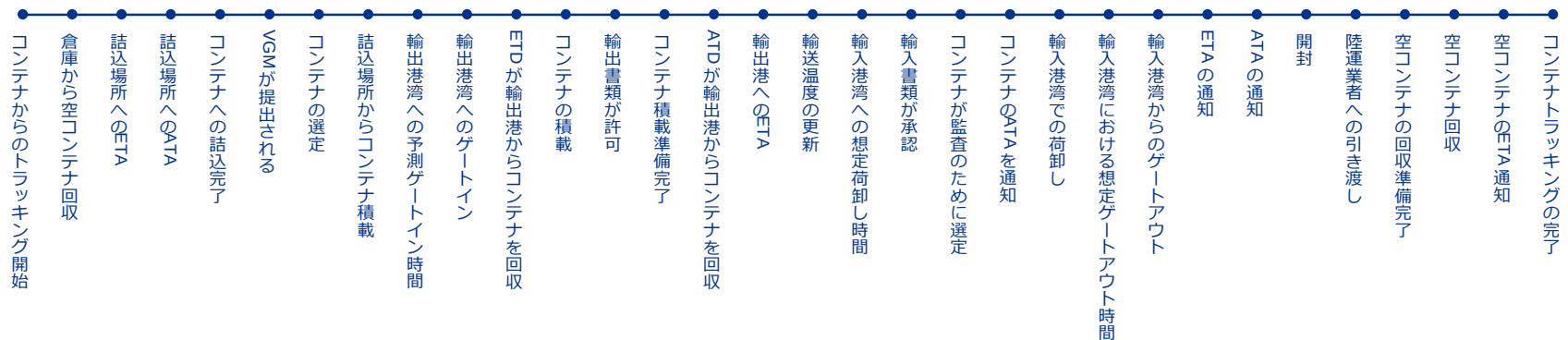
ペーパーレス化、トレードプロセスの可視化による、
国際貿易のコスト・リードタイムを大幅に削減

TradeLens (3/3) 内容紹介

TradeLensでは貿易取引のプロセスを細分化したマイルストーンごとにイベント情報を取得、データ連携を行うことが可能となる。また、B/Lやインボイス等は構造化データとして企業間で相互共有が可能である。



マイルストーンとイベントデータ



可視化機能

書類データ
共有機能

パッキングリスト



B/L



輸出書類



事前申告書類



前払インボイス



原産地証明書



船積依頼書



ISF



地理詳細情報



危険物申告書



貨物詳細情報



税関書類



インボイス



輸入書類

※赤い書類は構造化データで共有が可能

PF

TradeLens Blockchain Business Network

Marco Polo (1/2) 概要紹介

Marco PoloはR3とTradelXが主体となり推進する、オープンアカウント取引のファイナンスに特化した貿易プラットフォームである。各国から銀行と荷主企業が参加しており、既に売掛債権流動化や支払保証のモジュールをローンチしている。

サマリ

	主体	• R3 (アメリカ) • TradelX (アイルランド) • 右記企業によるコンソーシアム
	目的	• 銀行と顧客の間の商業資本および運転資本の運用効率化、顧客荷主の資金繰り改善
	ブロックチェーン	• R3 Corda
	機能	• 売掛債権流動化、支払保証、買掛金に対する融資、ERP連携
	稼働	• 2020年1月現在試行運用中・2020年第二四半期にLive Launch予定 • 2019年に支払保証・債権流動化モジュールをLaunch
	地域	• 5大陸25か国以上
	特徴	• オープンアカウントファイナンスに特化 • 2019年12月の実証実験には25以上の国から70以上の組織が参加 • 日本からはSMBCとMUFJおよび三井物産が参画
	成功に向けたKSF	• ICCのDigital Standards Initiativeに参画し、プラットフォーム同士のインターオペラビリティ向上に努めている • 銀行と荷主1体1の取り組みから始めている（銀行間情報共有は行っていない） • MasterCard社の提供する「Mastercard Track」と連携し、世界中で2億1千万を超える登録エンティティのビジネスIDの取得することで、企業が新しい取引先を特定し、審査し、取引先を決定するのにかかる時間を短縮できている

参加企業一覧

Banks

SMBC, MUFJ, ING, Commerzbank, BNP Paribas, Credit Agricole, Bank of America, NatWest, Natixis, LBBW, Helaba, BayernLB, DNB, Standard Chartered, Bangkok Bank, Bradesco, Standard Bank, NBF, S-Servicepartner, NAB, BNY Mellon, Anglo Gulf, Alfa Bank, Intesa Sanpaolo, Raiffeisen Bank, Danske Bank, SABB, DZ Bank, DBS, Belfius
(+ more undisclosed)

Corporates

Mitsui&Co., Daimler, Durr, Scott, Voith, APA, NLMK, KSB, SIEMENS, VESUVIUS, Indorama Ventures, DHL
(+ many more undisclosed)

Partners

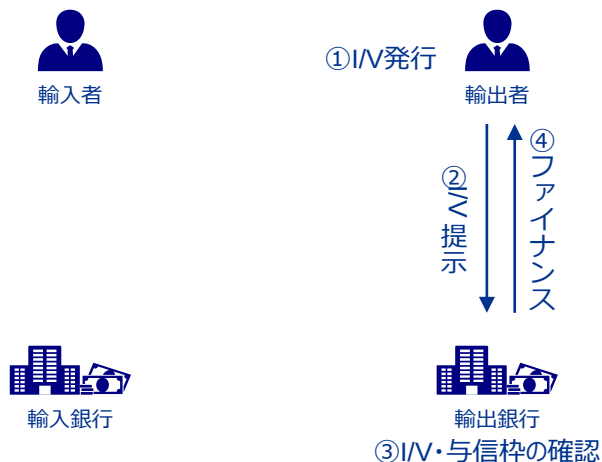
R3, Accenture, Microsoft, MasterCard, AIG, Oracle, Tech Mahindra, Pole Star

Marco Polo (2/2) サービス紹介

Marco Poloは2019年末に下記2モジュールをローンチしている。これらにより、荷主の資金繰りが改善されるばかりか、荷主は貿易取引に際して発生する支払未回収リスクを軽減・転嫁することが可能となり、荷主間での貿易取引が活発化することが予想される。

Receivable Finance (売掛債権流動化)

詳細な取引データに基づきデフォルトリスクを判断し、
売掛債権を債権を早期現金化



■ 輸出者のメリット

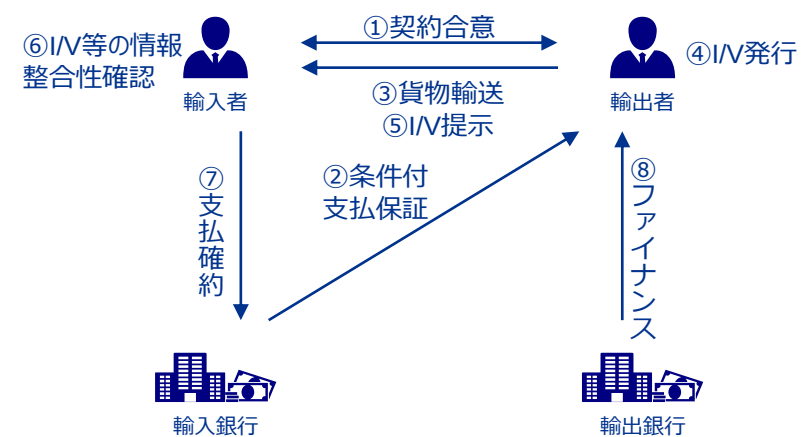
- 債権早期現金化による資金繰りやCash Conversion Cycleの改善
- 日本の中小企業に取引ベースの融資にニーズがある。コミットメントライン（銀行融資枠）は融資を受けてなくとも枠を所有するだけで金利が発生することから、中小企業はコミットメントラインを有せず取引都度融資を受けたいというニーズが存在する

■ 輸出側銀行のメリット

- 新規手数料ビジネス機会の創出

Payment Commitment (支払保証)

詳細な取引データに基づく支払保証と
支払確約をトリガーに早期融資を実施



■ 輸出者のメリット

- 債権早期現金化による資金繰りやCash Conversion Cycleの改善

■ 輸出側銀行のメリット

- 新規手数料ビジネス機会の創出
- デフォルトリスクの回避

売掛債権の早期現金化により荷主のキャッシュフローの圧迫の問題を解消

We.Trade (1/2) 概要紹介

We.Tradeは金流に特化したプラットフォームであり、欧州の主要金融機関がコンソーシアム・合併企業を設立し、プラットフォームを介して中小企業の貿易取引を対象に支払保証やI/Vファイナンスを提供している。

サマリ

	主体	- 欧州の14銀行によるコンソーシアムおよび合併会社 - IBM (IBM Blockchainの提供) がIT支援
	目的	欧州の中小企業の貿易取引の効率化とファクタリングサービスの提供
	ブロックチェーン	Hyperledger Fabric (IBM Blockchain Platform)
	機能	特定条件に基づく自動支払、輸入側銀行による支払保証、支払保証に基づく融資、I/Vに基づく融資
	稼働	2018年7月にLive Launch済
	地域	欧州14か国
	特徴	- 中小企業の貿易取引にフォーカス - トレードファイナンスプラットフォームに関するコンソーシアム「Batavia」を吸収 (2018年9月) - eTradeConnectと連携合意を発表 (2018年10月)
	成功に向けたKSF	- コンソーシアム参加銀行の顧客を取引対象としている - 統一のKYC基準を満たしている荷主のみ参加可能であり、参加企業の信用が担保されている

参加企業一覧

Banks

Caixabank, CSOB, Deutsche, Erste, Eurobank, HSBC, KBC, Natixis, Nordea, Rabobank, Santander, Societe Generale, UBS, UniCredit

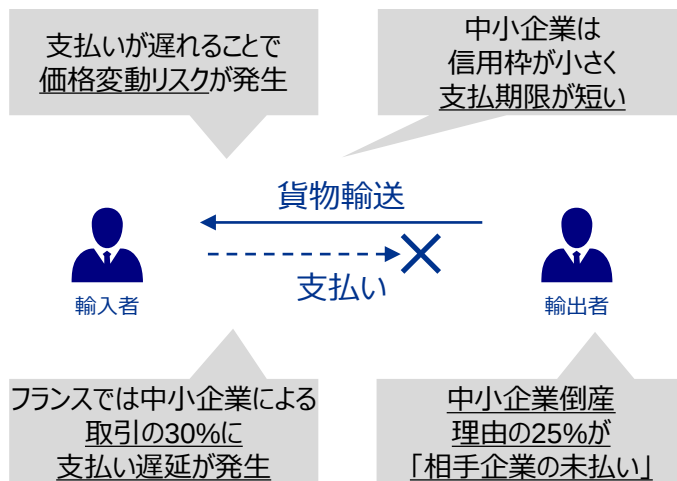
IT Support

IBM

We.Trade (2/2) オープンアカウント債権流動化

We.Tradeは中小企業取引にフォーカスしており、現在は①自動支払 ②支払保証③支払保証に基づく融資 ④I/Vファイナンスの4つの機能（下記、赤字）を有している。

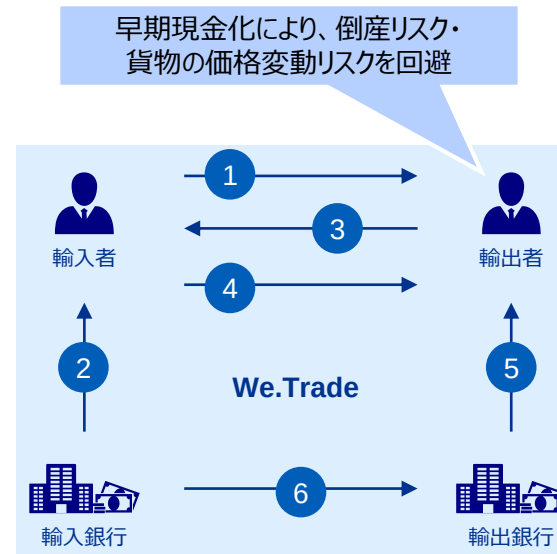
今までの中小企業の貿易取引



- 中小企業取引において支払遅延が頻繁に発生しており、最悪の場合、支払遅延のために輸出企業が倒産に追い込まれるケースもある

中小企業取引では支払遅延が頻繁に発生

We.Tradeを利用した中小企業の貿易取引



取引フロー

- ① 支払条件を含むP/Oを発行・送付
- ② **BPU（支払保証）**
- ③ 貨物輸送およびI/Vの送付
- ④ 貨物確認通知
- ⑤ **BPUに基づくファイナンス（任意）**
I/Vに基づくファイナンス（任意）
- ⑥ **自動支払**
 - (1) I/Vファイナンスなしの場合
→ 輸出者の口座に入金
 - (2) I/Vファイナンス済みの場合
→ 輸出銀行に送金

- 輸入側銀行は蓄積データに基づく**与信判断の精緻化**が可能
- 輸出者は早期現金化が可能となり、**キャッシュフローの悪化を回避**することが可能
- 輸出側銀行はI/Vファイナンス等の**新たな手数料ビジネスの機会**を得ることが可能

支払保証やI/Vファイナンスにより荷主のキャッシュフローの圧迫の問題を解消



3.2 米国税関のデータ開示事例

米国税関による貿易取引データの開示について

米国では税関に提出されるマニフェストデータは原則開示されることとなっている。他方でマニフェストに記載されている情報に関連する荷主企業はデータの非公開申請を行うことができ、自社情報の共有をコントロールすることができる。

U.S.税関のデータ開示について

- 「情報自由法（The Freedom of Information Act）」により、米国税関は提出されたマニフェストのデータを一般に公開することが求められている※1,2
- 開示請求を行った者がデータ開示を受けることができる仕組み
- ACEシステムを通じて提出されたマニフェスト情報が公開される※2
- 公開データ項目例※3：
荷受人の名前、荷受人の住所、配送業者名、配送業者の住所、着荷通知先の名前、通知先アドレス、商品の説明、船荷証券番号、船舶名、船舶所属国、キャリアコード、航海番号、荷揚げ港、到着予定日、船積み港、重量、重量単位、個数、コンテナ番号、シール番号 等

マニフェスト情報は原則公開される



データ非公開申請について

- 「Government Confidentiality Request」を申請することでマニフェストデータを非公開とすることが可能※1
- 非公開申請の有効期限は2年間。60日前の申請が必須※3、4
- E-CFR(Electronic Code of Federal Regulations)19 Custom Duties 103.31条に基づき、下記各々のエンティティごとに非公開にできるデータ項目が決まっている※3
 - 輸入者・荷受人：自社と輸出者の名前と住所
 - 輸出者：自社の名前と住所
- 申請はアメリカ合衆国税関・国境警備局（CBP）へのメールもしくはオンラインで行うことが可能※4

マニフェスト情報に関連する荷主企業は自社の取引情報の開示可否を設定することが可能



日本と米国のデータ共有に対する考え方の違い

- 日本：ガイドライン等の明文化された規則が存在し、規則をクリアして初めてデータ共有が可能
- 米国：データ共有のルールは明文化されておらず、禁止事項を侵さない範囲で自由にデータ共有が可能

データは原則共有されるものであるという点で、米国は日本と考え方が異なる

米国では“データは原則公開されるものである”という考え方が基礎となり、貿易データの利活用が進む

※1 : Scarbrough 「Are you keeping your Company's Import Data Confidential?」

※2 : U.S. Customs and Border Protection ホームページ「Importers - Confidential treatment of vessel manifest data」

※3 : Electronic Code of Federal Regulations 「Information on vessel manifests and summary statistical reports」

※4 : U.S. Customs and Border Protection ホームページ「Automation of the Electronic Vessel Manifest Confidentiality Request Process」「What Records Can CBP Provide Under FOIA?」



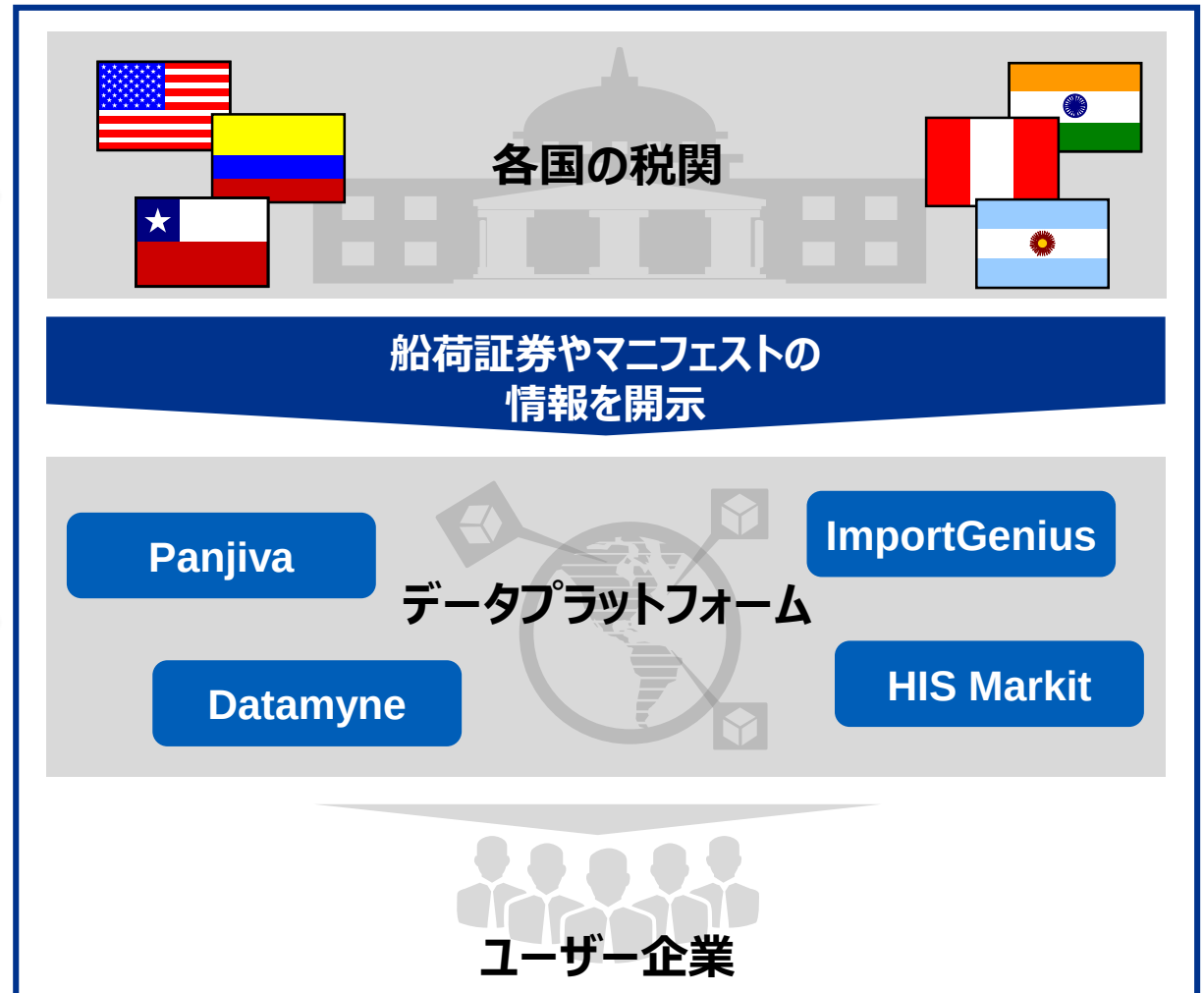
3.3 関税開示データを利用した 取引データ提供サービス事例

貿易取引データ提供サービス紹介（1/2）

諸外国の税関の開示している貿易取引データを集約し、分析、加工を施したデータを提供するビジネスが存在する。

各国の税関が
税関申告書記載項目データや
貿易統計などを公開

公開された貿易取引データを
集約、分析、加工し、
民間企業が情報サービスを提供



貿易取引データ提供サービス紹介（2/2）

以下は諸外国の税関が公開している貿易取引データを集約・分析し提供するメジャーなサービス一覧である。検討会を通じて多くの企業が以下のような貿易データ提供サービスを利用し、営業・マーケティング活動を行っていることが分かった。

	Panjiva	Datamyne	ImportGenius	HIS Markit
企業名	Panjiva Inc.	Descartes Systems Group Inc.	Trade Data Services, Inc.	IHS Markit Ltd
親会社	S&P Global Market Intelligence Inc.	N.A.	N.A.	Markit Group Limited
国	アメリカ	アメリカ	アメリカ（中国・フィリピンにも本部あり）	イギリス
サービス開始	2006	2005	2006	2005
対応地域・国	アメリカ、メキシコ、コスタリカ、パナマ、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ等	アルゼンチン、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、インド、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ロシア、アメリカ、ウルグアイ等	アルゼンチン、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ロシア、ウクライナ、アメリカ、ウルグアイ、ベネズエラ等	アメリカ、ペルー、パナマ、インド、チリ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、メキシコ、ウルグアイ、中国、コロンビア、パラグアイ等
元データ	税関に提出されたB/L、マニフェスト	税関に提出されたB/L、マニフェスト	税関に提出されたB/L、マニフェスト	税関に提出されたB/L、マニフェスト 港湾・海運会社が共有する情報
閲覧可能情報	荷送り人名、荷送り人住所、受取人名、受取人住所、船便名、船会社名、貨物内容、貨物重量、HSコード、貨物金額、港、通知先、収益、従業員数、子会社数等	売り手、買い手、サービスプロバイダ、取引規模、船会社、出発港、到着港、船舶の国、地区、港、原産国、量、数量単位、重量、出荷日、船荷証券番号、交通手段、予定日等	サプライヤー、顧客名BL番号、受取人名、荷送人名、貨物内容、貨物重量、港、到着日、IMO番号、航海番号等	BL番号、船便名、IMOコード、航海番号、航路、受取人名、NVOCC、受取住所、荷送人名、荷送人住所、船積み場所、船積み国、貨物重量、貨物内容、配送業者名、目的港、仕向国、積み替え港、コンテナ番号、HSコード等
過去データ	低価格プラン：過去1年間 高価格プラン：最大2007年まで	2004年分まで閲覧可能	低価格プラン：過去3か月 高価格プラン：最大2006年12月まで	2003年分まで閲覧可能
備考	2015年にS&Pにより買収 - 機械学習技術を活用することで、非構造的なデータから情報を抽出・加工することが可能 - ZoomInfoなどの他企業によって提供される企業情報も活用	2015年に競合のZepolを買収 2016年12月にDescartes Systems Groupにより買収 - 海上取引のデータにフォーカス	Appleの取引データを分析し、膨大な量の“electronic computers”が輸入されていることに気づき、発表前にiPhoneの発売を予測したことで有名	- IHSは他にも商品ごと取引データを把握できるGlobal Trade Atlas(GTA)を提供しており、PIERSと連携することで商品毎の取引フローの把握が可能 - 海上取引だけでなく、空輸や鉄道輸送の取引データもカバー



3.4 海外貿易プラットフォーム利用規約事例

貿易プラットフォーム利用規約事例紹介（We.trade）

欧州の金流貿易プラットフォームのWe.tradeでは、プラットフォームと参加銀行で結ぶ「ライセンス契約」と、参加銀行と参加顧客で結ぶ「顧客契約」が存在し、それらを包括した「We.Trade Rulebook」にてプラットフォームに関する汎用的な規則を定めている。

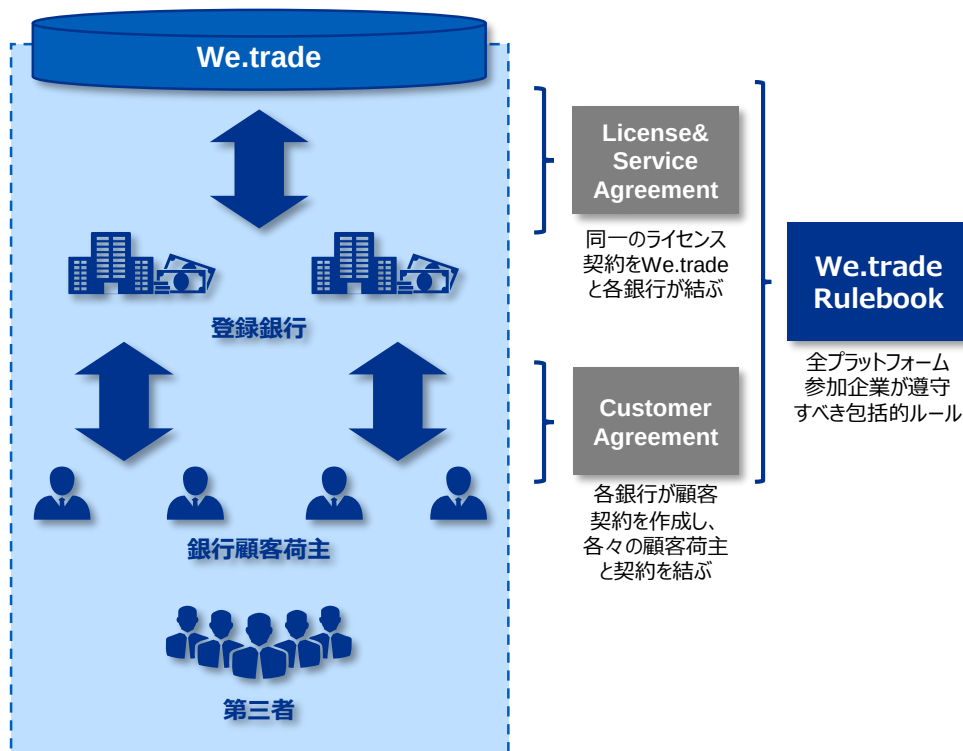
We.tradeの規約構造

対象エンティティ

- 欧州の主要銀行
- 銀行の顧客荷主
- Rulebookに則り参加を許された第三者企業

契約・ルール

- We.trade・銀行間契約：ライセンス契約
- 銀行・顧客間契約：顧客契約
- 全参加企業遵守ルール：ルールブック



We.Trade Rulebookの内容

構成

サマリ

目次

本編 Rulebook

- 全てのWe.trade参加企業が遵守すべきルールや標準を定めたもの
- 各銀行が顧客荷主企業の参加に責任を負う
 - 現地法の遵守
 - AML 等
- 顧客荷主は情報をアップロードする前に機密性を確認し、提供するデータが正しいことを保証する

1. 定義・解釈
2. ルールブックの範囲・適用
3. 加入
4. プラットフォームサービス
5. 銀行提供サービス
6. 資格情報伝達・セキュリティ
7. 記録
8. 守秘義務・データ保護およびプライバシー
9. ルールブックの改変
10. 退会
11. 紛争回避
12. その他

別冊 Annex

- プラットフォーム上で提供される銀行サービス（BPUやI/Vファイナンス等）ごとに最低限のルールを示したものである
- サービス提供に際して銀行が顧客と結ぶ顧客契約が満たすべき最低限の要件が記載されている

1. 自動決済に関する利用規約
2. BPUに関する条件
3. BPUによる資金調達
4. インボイスファイナンス
5. 顧客契約の最低要件
6. 加入申請書雛形

4

(Appendix) その他貿易関連サービス紹介

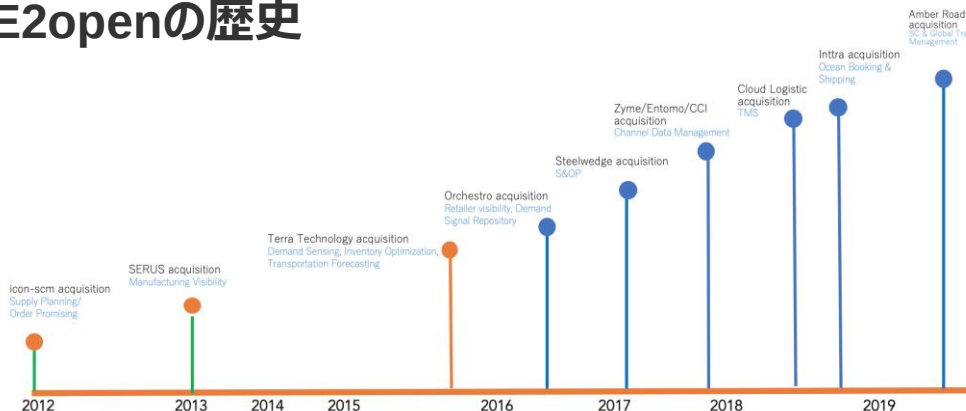
※各社提供資料を掲載

E2OPEN, inc. : E2OPEN (1/3)

E2open 概要

歴史	20年前のベストプラクティスを発展させるために形成されたアウトソースを利用したビジネスネットワーク
創始者	Seagate, IBM, Hitachi, Toshiba, Panasonic, Nortel, Solectron, LG
目的	最適で効率的、リアルタイムでのサプライチェーンマネジメントを可能にする事
機能	各業界のリーディング企業を買収した事により、最先端のツールへのアクセスをシングルウィンドウから可能にする
導入実績	大手ブランドオーナーの導入実績が多々あり、安定したSaaSサービスを展開中

E2openの歴史

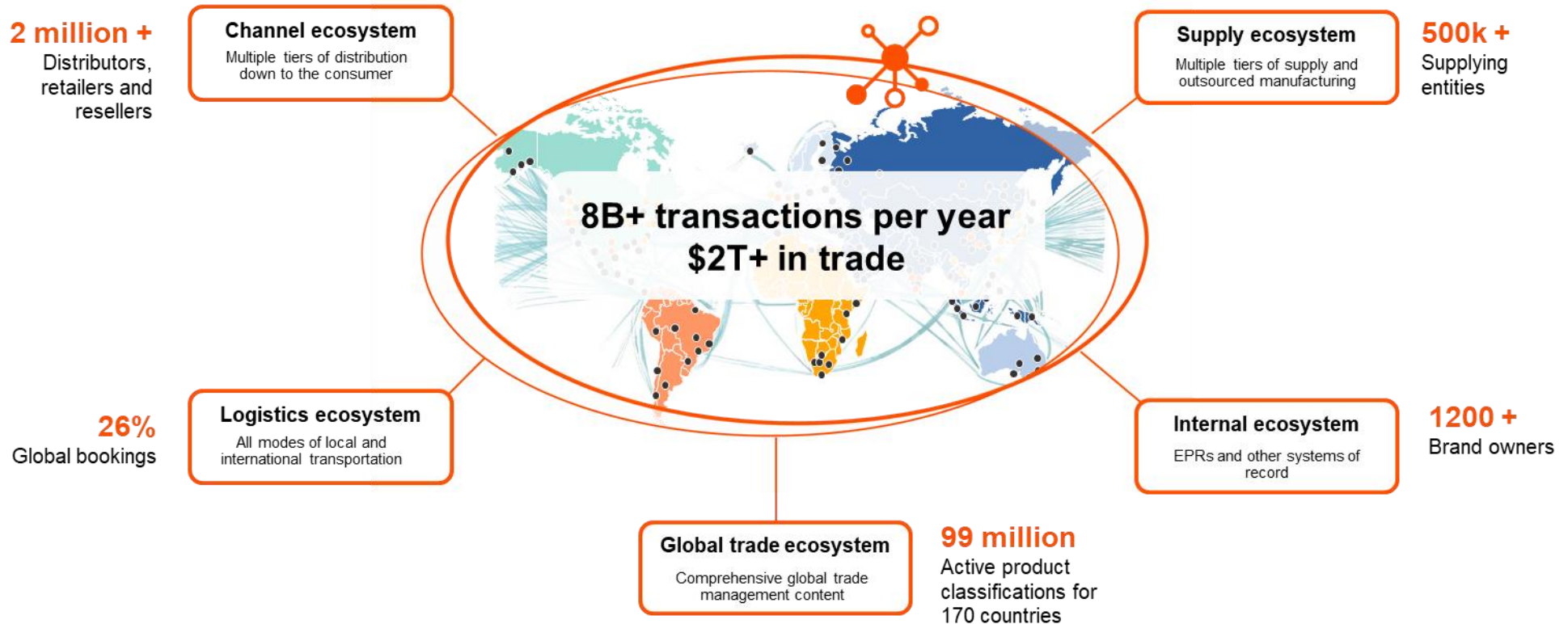


顧客

Aerospace & Defence / Automotive	BAE SYSTEMS, BOEING, DAIMLER, EXOSTAR, EMBRAER, MICHELIN, MINISTRY OF DEFENCE, Pratt & Whitney, Raytheon, RENAULT NISSAN, Rolls-Royce
Apparel, Footwear & Retail	Arcadia, BOB'S STORES, CALERES, COACH, chico'sFAS, DICK'S, GAP, Leggett & Platt, new balance, NIKE, NORDSTROM, PVH, vfi, Walmart
Consumer Goods & Life Sciences	ABInBev, AVON, BILL & MELINDA GATES foundation, Biogen, Campbell's, CCFBRANDS, CHURCH & DWIGHT CO., INC., THE CLOROX COMPANY, CocaCola, COTY, gsk, Henkel, Hospira, Kellogg's, Kimberly-Clark, LAND O'LAKES INC, L'OREAL, MARS, MillerCoors, MONSANTO, PELOTON, PEPSICO, PHILIP MORRIS INTERNATIONAL, P&G, SANOFI, Walgreens Boots Alliance
High Tech	Canon, CenturyLink, CISCO, DELL, elo, HGST, hp, IBM, KEYSIGHT, Lenovo, Logitech, McAfee, Microsoft, NetApp, NOKIA, Panasonic, tyco, Western Digital, xerox, ZEBRA
Industrial Manufacturing	AkzoNobel, ASSA ABLOY, CATERPILLAR, EMERSON, ExxonMobil, GE Healthcare, HID, Honeywell, Johnson Controls, KONECRANES, OMRON, Shell, SSAB, TEREX, UNIVAR
Semiconductors	AMD, ASML, BOSCH, CELESTICA, Infineon, intel, MICRON, NEOTech, NIVDIA, NXP, ON Semiconductor
Transportation & Logistics	AIRFRANCE, KLM, CEVA, CMA CGM, COSCO, BD SCHENKER, DHL, GEODIS, Hapag-Lloyd, JF Hillebrand, KUEHNE+NAGEL, MAERSK, MSC, TNT

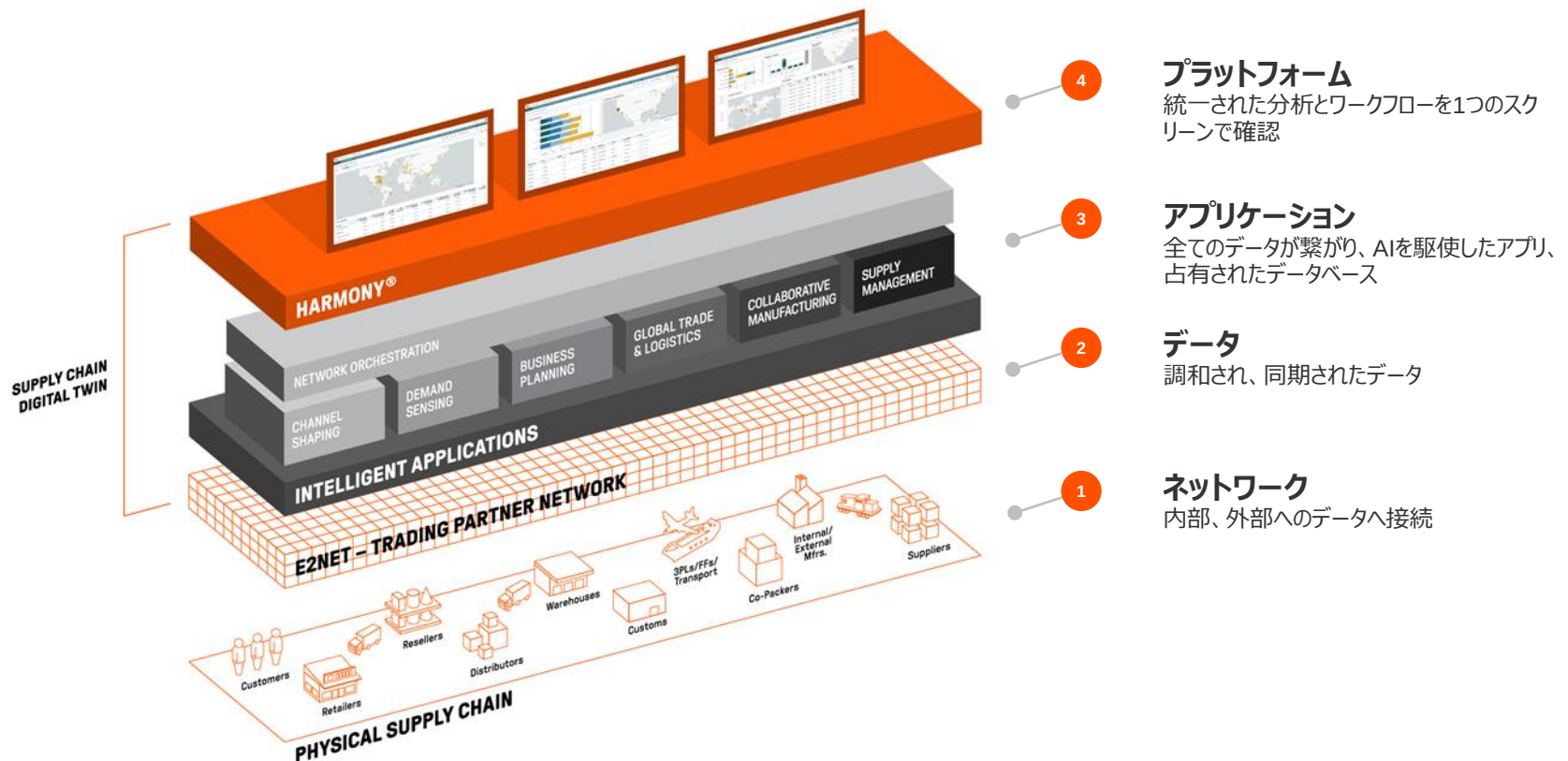
E2OPEN, inc. : E2OPEN (2/3)

20年間の取り組みにより、世界最大のマルチエンタープライズのビジネスネットワークが提供可能。各パートナーとの素早いデータ連携を可能にし、エクセルを利用した手作業でのデータ共有から解放される。



E2OPEN, inc. : E2OPEN (3/3)

オープンなプラットフォームで世界最大のネットワークを利用可能とする。
入手したデータは同期され、シングルウィンドウのプラットフォームより
各アプリケーションへのアクセスを可能とし、必要な情報をリアルタイムで
把握することが可能。



株式会社NTTデータ：TradeWaltz（1/3）

「TradeWaltz」の目指す姿

取引単位に原本保証された電子的な貿易書類の連関性を保持し、必要な時に、必要な人が、容易かつ安全に信頼できる情報にアクセスできることで、安心して貿易ができる情報プラットフォームを目指します。

従来の貿易業務が抱える課題 -Challenges-

- ・ 各システムに情報が分散しているため、取引全体の状況把握が困難
- ・ データ転記や書類間の相互チェックなどの事務作業が非常に手間
- ・ 書類の改ざんによる、トラブルに巻き込まれるリスク

Solutions 1

データの透明性・ トレーサビリティ

貿易業務に付随する証憑書類が分散台帳に電子保管されることにより、デジタル書類としての真正性が担保されます。また、取引に関わるプレーヤーが必要に応じてお互いの情報をトレースすることができるため、円滑に取引を行うことができます。

Solutions 2

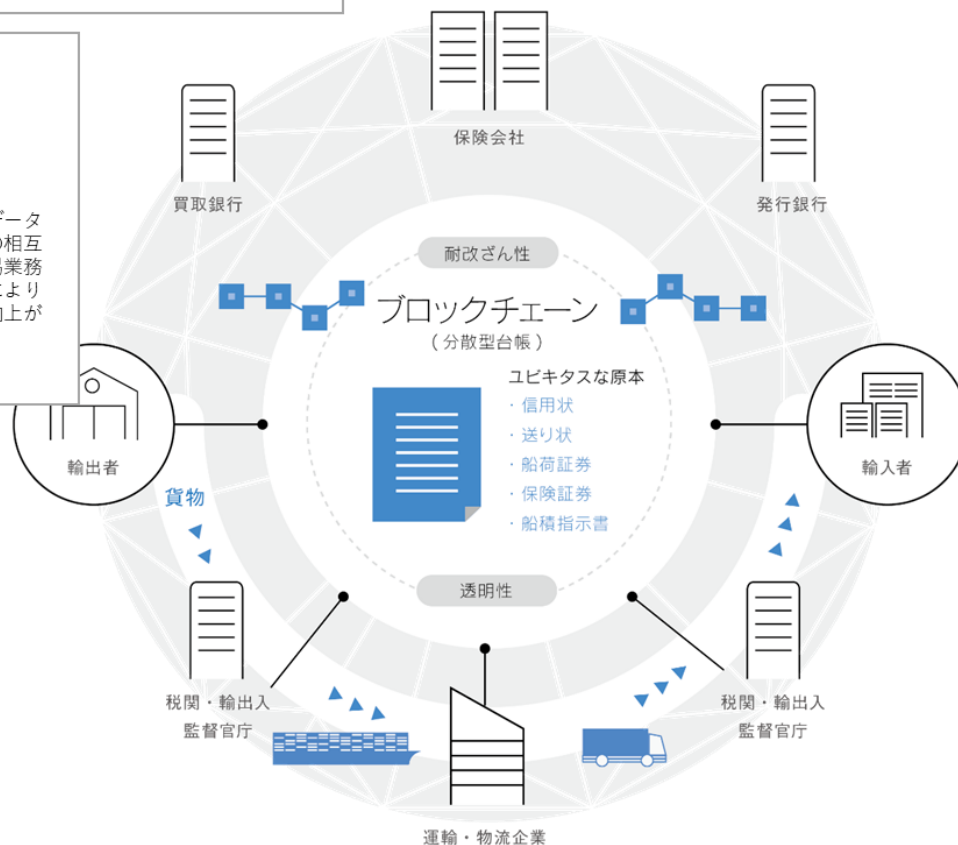
関係者間の直接的な 情報の共有・管理

シングル入力による省力化やデータ転記などのミスの削減、書類の相互間チェック稼働低減など、貿易業務の情報を共有・管理することにより事務手続きの効率化や利便性向上が最大限に発揮されます。

Solutions 3

改ざんが困難な仕組み 記録の不可逆性

貿易業務に付随する証憑書類の偽造や改ざんが防止されるため、紛争や犯罪に巻き込まれるリスクが低減され、安全・安心な貿易取引を行うことができます。



株式会社NTTデータ：TradeWaltz（2/3）

貿易エコシステムのメリット

TradeWaltzは金融から物流までカバーするクロスインダストリープラットフォームです。
それぞれの参加プレイヤーにメリットがあります。

輸出者

送り状や梱包明細書などの作成稼働や荷為替手形買取依頼時のチェック稼働低減、正確性向上。貿易業務のリードタイム短縮化や書類紛失・盗難・偽造リスク低減、郵送コストの低減。B/L（船荷証券）クライシスの回避。デマレッジ（貨物の保管超過料金）負担の軽減。貨物受取時期の予測、トレーサビリティの実現など。

輸入者

信用状発行依頼書の作成稼働低減、正確性向上。貿易業務のリードタイム短縮化や書類紛失・盗難・偽造リスク低減。B/L（船荷証券）クライシスの回避。デマレッジ（貨物の保管超過料金）負担の軽減。貨物受取時期の予測、トレーサビリティの実現など。

物流

船荷証券、海上貨物運送状のドラフトを輸出者が確認することによる作成稼働の低減、正確性向上、およびそれら書類の電子化による各種リードタイム短縮化、書類紛失・盗難・偽造リスクの低減、郵送コストの低減など。

銀行

信用状発行、荷為替手形買取時のチェック稼働低減、正確性向上。信用状や船積書類の電子化による各種リードタイム短縮化、書類紛失・盗難・偽造リスクの低減、郵送コストの低減。貿易プラットフォームを利用したファイナンスサービスの実現など。

保険会社

保険証券申し込みを輸出者より受け付けることによる書類作成稼働の低減、正確性向上。保険証券の電子化による各種リードタイム短縮化、書類紛失・盗難・偽造リスクの低減、郵送コストの低減。様々な書類のデータの整合性が担保されることによる、二重支払いリスクの低減。

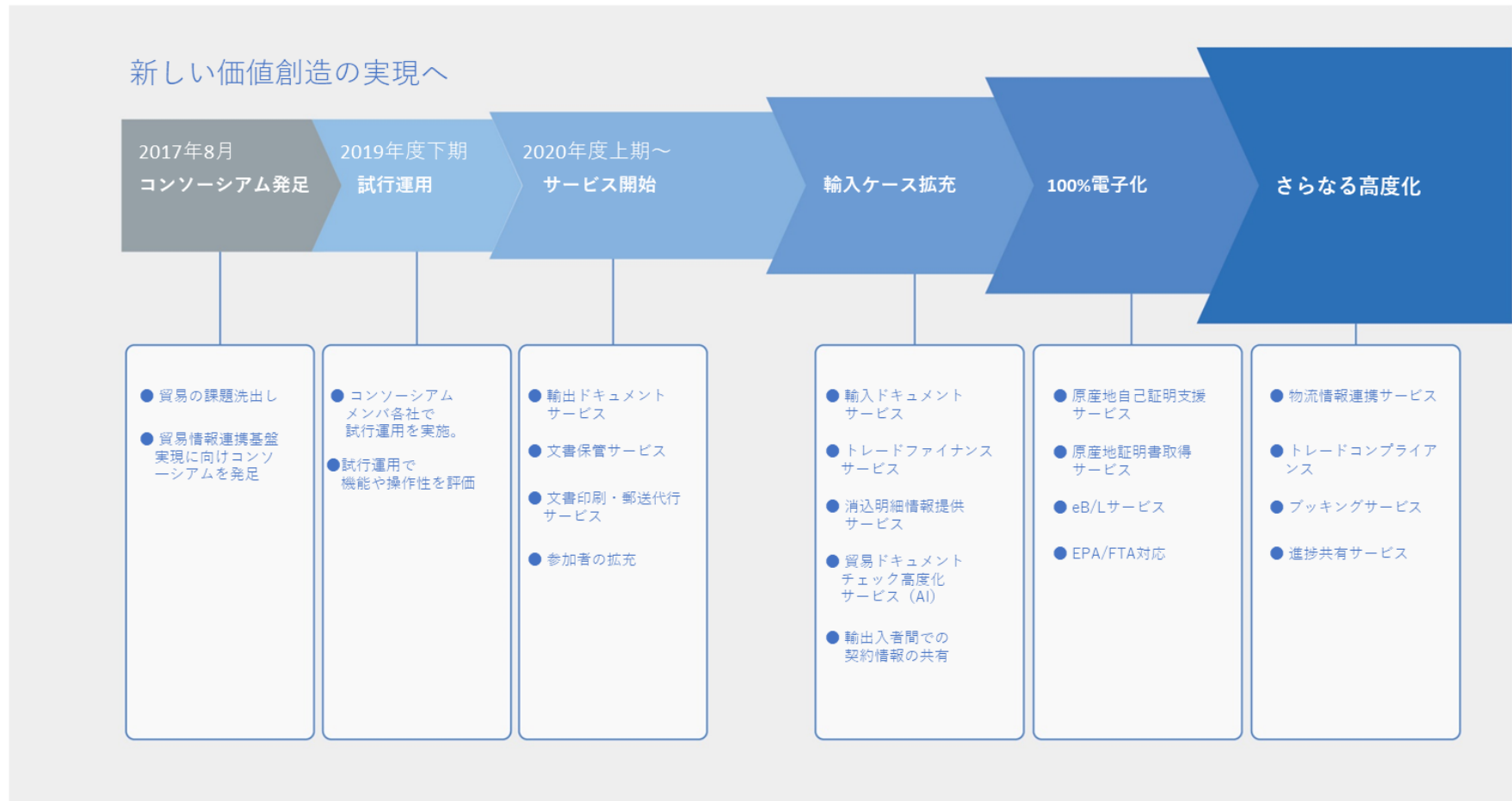
行政機関

各種貿易書類を電子化し、原本性・真正性を担保することによる取引透明性の向上。精度の高いデータによる各種申請の実現による行政機関側審査業務の負荷低減。

株式会社NTTデータ：TradeWaltz（3/3）

マイルストーン

2020年上期のサービス開始に向けて、準備を進めています。



株式会社Shippio (1/2) Shippio

Shippioは、クラウドを活用してフォワーディング業務をデジタル化するスタートアップである。

企業概要

法人名	株式会社Shippio（代表取締役：佐藤 孝徳）
設立	2016年6月
資本金	6億5,122万円
従業員数	20名
所在地	東京都港区西麻布3-1-25 201

サービス概要

提供内容	フォワーディングサービスおよび、ソフトウェア
稼働	2018年11月にソフトウェアサービスをリリース
対象	海上/空輸、輸入/輸出
特徴	フォワーディングサービスとソフトウェアを両方提供
実績	120社が利用。

各種事業提携

2019年2月 ANAグループ

2019年4月 アリババジャパン

2019年7月 東京海上日動火災保険

STEP1 潜在需要の検証 ▶ スピード見積もりの提供と需要検証 ▶ ウェブを主要媒体とした荷主の獲得	STEP2 データの蓄積と分析 ▶ 輸出入データ測定・収集とデータ分析 ▶ 同データを活用した更なるサービスの開発・提供	STEP3 デジタルフローの確立 ▶ ソフトウェアを駆使した効率的なデジタルフォワーディングフローの設計と設定 ▶ デジタルフォワーディングフローの確立とオートメーション ▶ 3社間でのデータ連携
---	--	---



国際物流スタートアップの"Shippio"が東京海上日動火災保険と、業界初WebAPIを利用した外航貨物海上保険の申し込みを本年8月から開始

株式会社Shippio

© 2019年7月24日 13時00分



株式会社Shippio（代表取締役：佐藤 孝徳、以下「当社」）と東京海上日動火災保険株式会社（取締役社長：広瀬 伸一、以下「東京海上日動」）は、当社のシステムと東京海上日動のシステムを連携させることで、迅速かつ効率的に外航貨物海上保険の申し込みができるシステムを開発致しました。本システムはWebAPIを利用しており、WebAPIを利用した外航貨物海上保険に関わる申込データの自動連携は業界初となります。

株式会社Shippio (2/2) Shippio

従来のフォワーディングは、多数のステークホルダーが多媒体でコミュニケーションを取っており、業務効率化が困難である。Shippioは貿易に係るデータとフェーズごとのコミュニケーションをクラウド上で一元管理することで貿易に、業務効率向上と顧客体験の概念を提供する。

従来のフォワーディングの課題



- ・ コミュニケーションはメール／電話／FAX／書類など多媒体
- ・ 見積は電話やメールで依頼
- ・ 二重／三重入力による負荷及び入力ミスが発生
- ・ 書類／データが散逸しており、管理が煩雑
- ・ 時間の掛かる貨物の動静・状況把握

Shippioによる解決策



- ・ 貿易に係るデータやコミュニケーションをクラウド上のダッシュボードで一元管理する

株式会社STANDAGE : SHC (1/3)

貿易ビジネスの全てのプロセスを一つのプラットフォームで完結できる、
特に中小事業者様を対象とした
総合デジタル貿易プラットフォーム (SHC) を提供。

① 取引先開拓

② 交渉・契約締結

③ ファイナンス

④ 物流手配

⑤ 決済

⑥ 商品配送

株式会社STANDAGE : SHC (2/3)

SHCを活用した貿易ビジネスの5STEP



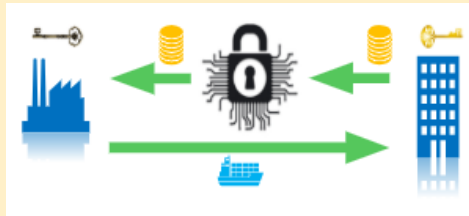
SHCマーケットプレイスへ製品
やサービスを展示。
取引先のデジタルマッチング。
<https://shc-market.com/>



SHCコンシェルジュを活用し、
条件交渉・英文契約書締結。
SHCマーケットプレイスより
チャット機能で手軽に依頼可能。



日本初、受発注書のみを担保
としたSHC貿易ファイナンス。
<https://shc.deals/>



SHCペイメントには買い手売り手
が共同管理できるエスクロー機能
があり、簡便・安全・安価に決済
が可能。
手数料はわずか決済額の**0.7%**



SHCフォワーディングを活用し、
一つの画面上でエアーや海上の
即時見積、手配、追跡が可能。

株式会社STANDAGE : SHC (3/3)



会社名	株式会社STNDAGE
経営理念	革新的なビジネスの創造を通じて世界の全ての地域を豊かにする
住所	東京都港区芝3-6-10芝NAビル4階
設立	2017年3月7日
代表者	足立 彰紀
売上高	2017年度：2.4億円、2018年度：3.2億円、2019年度：2億円
パートナー企業	NECグループ、三菱倉庫、山九、トランザックス、キャプラン等

5

(Appendix) 検討会の座組

検討会の座組

検討会には下記企業等にご参加いただいた。

- 日本機械輸出組合
- 一般社団法人日本貿易会
- 株式会社三井住友銀行
- 株式会社三菱UFJ銀行
- 株式会社みずほ銀行
- 一般社団法人全国銀行協会
- 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社
- 一般社団法人日本損害保険協会
- 株式会社日新
- 日本通運株式会社
- 一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会
- 外国船舶協会
- 一般社団法人日本船主協会
- E2OPEN株式会社
- 株式会社NTTデータ
- 株式会社Shippio
- 株式会社STANDAGE
- 日本アイ・ビー・エム株式会社
- 日本商工会議所
- 公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会
- 田中 謙司 東京大学大学院 工学系研究科
- 岡田 淳 森・濱田松本法律事務所

等

※順不同

留意点集

～貿易データ利活用に向けて～

令和 2 年 3 月

経済産業省

<目次>

第一章：総論

1. 留意点集策定の背景（貿易データ利活用促進の重要性）
2. 留意点集策定の目的
3. 留意点集の意義
4. データ利活用に関連する政府の取り組み・関連ガイドライン
 - (ア) 議会・検討会等
 - (イ) 取り組み施策等
 - (ウ) 調査報告書

第二章：留意点集の対象・構成・活用

1. 想定読者
2. 全体構成
3. 活用方法

第三章：データ利活用を検討するにあたっての法的な基礎知識

1. プラットフォームを利用したデータ共有
2. データ主体についての考え方
 - (1) 商業データの共有を取り巻く課題と、あるべき姿
 - (2) いわゆるデータ・オーナーシップの議論等との関係
 - (3) 本留意点集の立場
3. プラットフォームを通じたデータ利活用に関する法的論点の総論
 - (1) データ提供者の責任範囲・保証
 - (2) データの利用目的・範囲
 - (3) プラットフォーム事業者の責任
 - (4) 個人情報の取扱い
 - (5) 営業秘密・ノウハウが含まれるデータの取扱い
 - (6) 派生データ・成果物の取扱い

第四章：貿易プラットフォームにおけるデータ利活用の留意点

1. 貿易プラットフォームにおけるデータ主体
 - (1) 貿易プラットフォームへの参加者の多様性
 - (2) データ主体の判断基準
2. データ主体／保有者による開示インセンティブ
 - (1) データ共有範囲・方法の工夫

- (2) 利用目的・範囲の制限
 - (3) データの加工
 - (4) 開示に伴う免責
- 3. データ利活用者による利活用の推進
 - (1) データの正確性・非侵害に関する保証
 - (2) 予測可能性のある利活用ルール確立
 - (3) 派生データ
- 4. プラットフォームの構成
- 5. プラットフォーム参加者間の紛争の回避
 - (1) ルールの明確化
 - (2) 公平性のあるルール
 - (3) 苦情処理ルール等の紛争解決手段の確立

第一章：総論

1. 留意点集策定の背景（貿易データ利活用促進の重要性）

近年、諸外国では貿易業務の電子化だけでなく、ブロックチェーンや Internet of Things (IoT) といった技術革新を背景に様々な高付加価値なサービスが提供され始め、国際的な競争が激化しており、我が国も貿易データ利活用を通じて競争力を高めていかなければならない局面に立っている。

諸外国の貿易データ利活用に目を向けると、米国では、アメリカ連邦政府情報公開法（情報自由法）によって連邦政府が保管する公文書や情報が公開されることが定められており、その一環として、税関に提出されたマニフェストに記載されている貿易取引情報は原則開示されることとなっている¹²。これを受け、米国では貿易取引データ利活用が進み、業務効率化や高度化に資するサービスの展開が行われている。例えば、S&P Global Inc.の提供する Panjiva や Descartes Systems Group Inc.の提供する Datamyne では、各国の税関が開示する貿易取引情報を集約、分析し、提供する付加価値サービスが展開されている³。これらのサービスのユーザー企業は提供される貿易取引情報や示唆をもとに経営判断を行うことが可能となる。本事業で開催した検討会においても、これらのサービスを利用することで営業活動やマーケティング活動の促進を図っている企業が多数存在するという意見があった。このように米国では、データは原則公開されるものであるという考え方が基礎となり、民間事業者の企業活動に裨益する貿易データ利活用サービスの創出が進んでいる。

また、欧州では、貿易の貨物輸送に際して、危険区域の通過状況に合わせダイナミックな保険料を算出する事例も存在する⁴⁵。このケースは、自社の貿易取引に関する情報を第三者のサービサーに共有することで、結果的に高付加価値なサービスを享受することができ、自社のリスク回避や業務効率化につながっている例である。今後、高付加価値なデータ利活用サービスが多数創出された暁には、自社に関連する貿易取引情報を自ら積極的に開示する企業も増えていくだろう。これによってさらなる高付加価値なサービスが創出されるというサイクルが生まれ、より一層貿易データ利活用に拍車がかかることが予想される。

このように、諸外国では貿易データが積極的に共有され、データ利活用が進み、既に様々な高付加価値なサービスが創出されている。

しかし、諸外国と比較すると我が国では高付加価値なサービスの創出どころか、貿易手続

¹ Scarbrough 「Are you keeping your Company's Import Data Confidential?」 <https://www.scarbrough-intl.com/are-you-keeping-your-companys-import-data-confidential/>

² U.S. Customs and Border Protection 「What Records Can CBP Provide Under FOIA?」 <https://www.cbp.gov/site-policy-notices/foia/records>

³ Federation of America Scientists 「Tracking Proliferation through Trade Data」 <https://fas.org/wp-content/uploads/media/Tracking-Proliferation-through-Trade-Data.pdf>

⁴ Insurwave ホームページ <https://insurwave.com/>

⁵ SBI R3 Japan 株式会社 「ブロックチェーンは”実証”から”実用”へ～個人、個社、業界が乗り越えるべき壁～」
<https://dl.airtable.com/.attachments/b1511ce1a701f976532f3aea74dc9549/24adeed4/FinSum2019presentation-SBIR3JapanFinal.pdf>

における事業者間でのデータ連携すら限定的な状況である。貿易手続におけるデータ連携については、昨年度、NEDO 事業にて、貿易手続データ連携システムの構築と実証を行い、貿易業務の作業負荷の削減効果等を確認したところである⁶。貿易業務全体の効率化を達成するためには、貿易手続データ連携システムのような仕組みが広く展開されることが望まれるが、他方で、このようなシステムは多くの事業者が参加して初めてデータ連携による作業負荷の削減をすることができるため、ユーザーを拡大させることが重要となる。また、システムを利用するには、自社システムの改修に費用が掛かったり、業務オペレーションを変えなければならなかったりと、ハードルも想定される。貿易業務全体の効率化を達成するためには、それらのハードルを打ち消すほどのインパクトのある、高付加価値なサービスの提供によりユーザーを拡大していく必要があり、高付加価値なサービスの創出のため、貿易データ利活用の促進が求められる。

さらに、本事業を通じて行ったヒアリングでは、中小企業が自社の取引情報を公開することで信用力を高め、引き合いの増加を期待できるという意見があった。このように、我が国でも自社の取引データを共有・利活用していきたいという潜在的なニーズも存在している。

以上より、我が国では、貿易業務全体の効率化・高度化の実現のため、貿易データ利活用により高付加価値なサービスの創出が求められており、さらに潜在的なデータ利活用ニーズも存在することから、諸外国におけるデータ利活用の潮流を鑑み、積極的に貿易データの共有が行われる環境の整備を行う必要がある。本事業では、本留意点集の作成を通じ、「自らのデータは自らがコントロールを得ることで、自らのデータを公開したい者が積極的にデータを共有できるべきである」という利活用の方向性を示し、データ授受に関する留意点を取りまとめることで、民間事業者の積極的な貿易データの共有と利活用を促し、高付加価値なサービスの創出促進、ひいては国際競争力の向上を目指していく。

2. 留意点集策定の目的

前項のとおり、諸外国の潮流や国内における利活用ニーズを受け、貿易分野における業務効率化・高度化を達成するため、貿易データ利活用を普及させる必要がある。

しかし、現状、貿易データは手続のために共有がなされているにとどまり、業種をまたいだデータ利活用はあまり行われておらず、また、データ利活用を行うための基礎も整備されていない状況である。留意点集の作成を通じて貿易データの共有に関する考え方や留意事項を取りまとめることにより、利活用を円滑に行うことができる基礎を築き、貿易データ利活用を通じた高付加価値なサービスの普及を図る。

3. 留意点集の意義

⁶ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）「IoTを活用した新産業モデル創出基盤整備事業／研究開発項目〔5〕IoT技術を活用した新たなサプライチェーン情報共有システムの開発」

https://www.nedo.go.jp/koubo/IT3_100053.html

現状、商業データは一義的にデータコントロールの主体者を定義することが難しく、さらに主体者が複数存在する場合、満場一致で合意しない限りデータが共有されないことが多く、利活用が進んでいない。そこで、留意点集の作成を通じてデータ主体に対する考え方や留意事項をまとめ、自らのデータを共有したい人が共有できる環境の構築を目指すとともに、サービス提供を行う事業者が留意すべきポイントを示すことで、貿易データ利活用の促進を図る。

本留意点で記す貿易データ利活用の目指すべき方向性は以下のとおりである。

- 自らのデータに対しては自らがコントロールを有するという考えを尊重することが望ましい。
- 第三者に自らのデータの共有を望む者が積極的にデータを共有できる環境を目指す。
- 前項を受け、マスキング等の工夫を前提に、自社判断で公開できる範囲を事前に決めておくことが望ましい。
- マスキング等の工夫を施すことで、データは可能な限り詳細な粒度で公開することが望ましい。

なお、本留意点集は法的拘束力があるわけではなく、あくまで貿易データ利活用における参考としての位置づけである。

4. データ利活用に関連する政府の取り組み・関連ガイドライン

(1) 議会・検討会等

① データ駆動型イノベーション創出戦略協議会

担当部局等：経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/it_yugo/ddi.html

② AI・データの利用に関する契約ガイドライン検討会

担当部局等：経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001.html>

③ 未来投資会議構造改革徹底推進会合「第4次産業革命」会合

担当部局等：内閣官房 日本経済再生本部

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo2018/#revolution>

④ 港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会

担当部局等：国土交通省 港湾局、内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk3_000024.html

(2) 取り組み施策等

- ① 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

<https://cio.go.jp/node/2413>

- ② 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）スマート物流サービス

https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/keikaku2/11_logistics.pdf

<https://sip2019.go.jp/themes/themes-pd11.html>

(3) 調査報告書

- ① 平成 29 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業
（デジタル貿易に関連する規制等に係る調査）調査報告書

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000892.pdf

第二章：留意点集の対象、構成、活用

1. 想定読者

本留意点集の読者としては、荷主、フォワーダー、船社、プラットフォーム事業者等を含む貿易データ利活用にかかわる全ての者を幅広く想定している。なぜなら、貿易取引データは複数企業に関連するものが多く、企業がデータ共有を行う際は本留意点集に記載されているポイントに留意したうえで共有を行うことが望まれるからである。さらに、貿易データ利活用サービスを展開するプラットフォーム事業者は本留意点集を参考にサービスの設計を行うことが望ましい。

2. 全体構成

本留意点集は 4 章構成となっている。

第一章では、本留意点集の策定背景、目的、意義を記す。

第二章では、本留意点集の対象、構成、想定される活用方法を記す。

第三章では、貿易データ利活用を促進するために目指すべき方針を記し、データ利活用におけるデータ主体の考え方を記す。

第四章では、プラットフォーム事業者がサービス展開に際して留意すべきポイントを、データ共有の例示を交えながら記す。なお、第四章の例示はあくまで内容の理解を深めるための参考としての位置づけである。

3. 活用方法

本留意点集は、どの貿易データ利活用サービスにも共通する、貿易データの共有における留意点をまとめている。これらの留意点を踏まえることで、プラットフォームやサービスを

提供する事業者は、より詳細な契約事項をまとめた利用規約等の作成を行うことができ、データの主体者、保有者、利用者はデータコントロールに対する権利関係について正しい理解のもとデータ利活用を促進していくことができると想定される。

第三章：データ利活用を検討するにあたっての法的な基礎知識

1. プラットフォームを利用したデータ共用

データ利活用を検討するにあたって「プラットフォーム」という言葉が用いられる場合、「異なる企業グループに属する複数の事業者から提供される大量のデータを集約・保管し、複数の事業者が当該データを共用または活用することを可能にするための場所または基盤」という意味で用いられることがある。本留意点集においても、同様の意味で「プラットフォーム」をとらえている。

異なる企業グループに属する複数の事業者が個々に保管するデータを集約し、複数の事業者間で共用または活用することによるメリットには、各事業者の利活用できるデータの範囲が広まり、データの有効活用の機会が広がることや、共同事業の機会を創出すること等、様々なものが考えられる。

しかし、複数の事業者間でデータを共用または活用するにあたっては、各事業者間の権利関係を調整する必要がある、その調整は、データの開示範囲や利活用方法が異なる多種多様な事業者が参加すればするほど複雑化する傾向にあり、それがプラットフォームの構築を容易でないものになっている。

以下では、そのような課題を解決していくにあたって、法的な観点からどのような検討が可能かという切り口を示すことを企図している。

2. データ主体についての考え方

(1) 商業データの共有を取り巻く課題と、あるべき姿

一般的に、プラットフォームにデータを蓄積して利活用を促進するためには、個々のデータにつき、各当事者の利用権限が予め整理されていることが望ましいといえる。しかし、蓄積及び利活用されるデータが商業データの場合、様々な当事者がデータの創出等に関与することも多く、誰がどのような利用権限を有するのかを特定するには困難を伴うことが多い。

例えば、ある当事者が単にあるデータにアクセスできるというだけの理由で、その者の裁量のみで当該データ利活用の是非や範囲を決定させることは、当該データに関連する他の者の利益を害するおそれがあり必ずしも妥当とはいえない。他方で、利害関係や寄与度の大小を問わず、およそ全ての関連当事者が満場一致で合意しない限りデータを共有できないこととなれば、利活用が著しく阻害され合理性を欠く。

このような点を考慮すると、プラットフォームにおけるデータ利活用については、その利活用に対して決定権限を有すべき当事者は誰かという点をまず考える必要がある。

(2) いわゆるデータ・オーナーシップの議論等との関係

ここで、「データ主体」とは何かを考えるにあたっては、いわゆるデータ・オーナーシップの議論との関係にも触れておく必要がある。経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（平成30年6月策定、令和元年12月改訂）においても言及されており、データに物権的権利を認めることは難しいため、一般に「データ・オーナーシップ」と呼称されるものは、単なる事実上の地位（データに適法にアクセスし、その利用をコントロールできる事実上の地位）や契約によってデータの利用権限を取り決めた場合における債権的な地位にすぎないと整理されている。

その上で、同ガイドラインは、当事者がデータ創出に果たした寄与度やデータと当事者の事業との関連性を評価する方法は、産業分野やデータの種類等により大きく異なりうるとし、いずれの当事者がデータ・オーナーシップを持つべきであるという一律の基準を見出すことは困難であるとしている。したがって、データの種類ごとに、寄与度等の考慮要素を評価し、利用権限の調整を図ることが望ましいと整理している。

なお、データに関する権利の保護という観点からは、法律上規定のある著作権、特許権、個人情報、不正競争防止法上の営業秘密や限定提供データとの関係で、また、契約上の守秘義務との関係でも問題になりうる点にも留意が必要であるが、これらについて詳述することは、本留意点集の目的とするところではないので、一部の概要を後述するにとどめる。

(3) 本留意点集の立場

以上の議論を踏まえ、本留意点集も、自らのデータに対しては自らがコントロールを有するという考えを尊重しつつ、あるデータに対する決定権限を持つべき者（以下、便宜上の用語として「データ主体」という。）が誰なのかが、関係当事者間で納得のいく形で整理され、かかるデータ主体の適切な了解の取得その他のデータ主体の利益に対する配慮がなされた上で、円滑に当該データが共有され、広く利活用される環境をプラットフォームにおいて構築するための視座を提供することを目指すものである。

もっとも、具体的に誰をデータ主体と考えるかは、産業分野やデータの種類等により大きく異なりうるため、データの種類及び利活用アイデアごとに個別検討を行うべき領域である。データ主体の整理に際しての考慮要素としては、後述するように、当事者がデータ創出に果たした寄与度や、データと当事者の事業との関連性といった要素が挙げられるものの、本留意点集はその具体的な決定方法等につき一律の指針を示すものではない。

また、単にデータ主体が特定されることにより、データ利活用に関する決定権限の議論が全て決着するわけではないことにも留意が必要である。例えば、データ主体が複数となることもありうるし、またその場合に、各データ主体によって、データ利用者の範囲、データの種類、利用方法に対する決定権限の及ぶ範囲が異なるということもありうると思われる。データ主体の画定から具体的な仕組みへの落とし込みの間には、これらの諸点をきめ細か

く見ていく作業が必要となる。

3. プラットフォームを通じたデータ利活用に関する法的論点の総論

プラットフォームを通じたデータ利活用をめぐる法的論点は多岐に亘るが、如何にして①データ保有者による開示インセンティブを確保し、②当事者間の紛争を回避しつつ、③データ利活用を推進していくかという観点から、多数の当事者によるデータ利活用を円滑化するためのルールとして特に重要なのは、以下のような点である。

(1) データ提供者の責任範囲・保証

プラットフォームに提供されるデータについて、当該データの提供者がどのような責任を負うのか、または負わないのかを利用規約等において整理する必要がある。「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（1.1 版 98 頁）においても、「データ提供者に提供データに関する責任を負わせたり、負わせなかったり、または責任の一部を負わせたりする場合があるところ、客観的にいずれが好ましいというものではなく、どのように責任関係を設計すれば、必要な数、属性のデータ提供者を確保しつつプラットフォームを持続的に運営できるかという事業上の観点を踏まえて、データ提供者の責任範囲を設計することとなる」とされている点である。

(2) データの利用目的・範囲

プラットフォームにおけるデータの利用目的・範囲については、完全にオープンな形とすることも理論上は考えられるが、通常の場合、プラットフォームの目的、性質等に応じて一定の限定がなされる。かかる目的・範囲の限定の仕方には様々なものがあるが、主要なものは以下のとおりである。

① データ利用者の範囲

利用データの種類ごとに異なるデータ利用者の範囲を設定すること 等

② 対象データ

利用データの種類、範囲を設定すること 等

③ 利用目的・利用方法

利用者による利用目的・利用方法を限定すること 等

(3) プラットフォーム事業者の責任

プラットフォームにおけるデータ利活用においては、適切なプラットフォーム事業者の選定（一部の参加者との利害関係の有無やシステムの十分なセキュリティを提供できるか等）が問題となる。また、データの内容自体やプラットフォームサービスの提供について、どの程度の責任を負わせるかということも問題となる。適切な運営のための費用・人的リソースの確保と、収入確保のスキームについて検討することにより、プラットフォーム事業者

の責任と責任限定のバランスにも留意することが必要である。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報については、法令上の制限があるため、これを遵守する必要がある。また、かかる遵守の必要性が生じることを回避するため、そもそもプラットフォームへの提供を禁止することや、匿名加工情報の仕組みを利用することもある。

(5) 営業秘密・ノウハウが含まれるデータの取扱い

提供されうるデータの中には、データ提供者にとって、営業秘密等に該当しうるデータも存在しうる。そのような場合には、「秘密管理性」「非公知性」との関係で、当該データをどの範囲で開示できるのか、どの範囲で利用させることができるのか、という問題がデータ提供者にとって極めて重要な判断になる。また、「限定提供データ」としての保護を検討すべき場合もありうる。これらのデータ提供者の判断を尊重できる仕組みを構築する必要がある。

(6) 派生データ・成果物の取扱い

利用者やプラットフォーム事業者において、提供されるデータを加工・分析等して、派生データ・成果物が生じることが予定されている場合、その利用権限・範囲等を定める必要がある。かかる論点は、プラットフォームに提供されたデータを利用した新しいデータの創出が積極的に期待されるプラットフォームの場合には顕著な重要性を有するものであるが、本留意点集で検討する貿易プラットフォームにおいては、現在のところ、データの加工等を通じた価値の創出は今後の検討課題であるため、ここでは若干の紹介を行うにとどめる。

第四章 貿易プラットフォームにおけるデータ利活用の留意点

1. 貿易プラットフォームにおけるデータ主体

(1) 貿易プラットフォームへの参加者の多様性

貿易プラットフォームに提供される各種貿易データのデータ主体を検討するにあたっては、貿易というプロセスの中に多種多様な参加者が関わっているため、データによっては多種多様な参加者が利害関係を有することになるという点を踏まえる必要がある。例えば、船荷証券には、輸出者及び輸入者の情報に加え、船会社や代理店の情報が記載されるし、支払保証や保険関係の情報には、銀行や保険会社等の金融機関も関連する。

このように多数の当事者が関係する貿易データについては、プラットフォームにおけるデータ共有の仕組みを構築するにあたって、データ主体をどのような基準で判断するのか、予め整理しておく必要性が高い。

(2) データ主体の判断基準

データ主体を決める際の考慮要素としては、①当該データの創出に対する寄与度、②当該データと当事者の事業の関連性等、データ・オーナーシップの考え方においても挙げられるものが考えられるが、これらに限られるものではない。

例えば、データが開示された場合に及ぶ悪影響の程度を考慮することが必要となる場合がある。具体的には、荷主同士の商取引や、その他の当事者の事業内容そのものにかかわる情報が含まれる貿易データには、競争上センシティブ性を有し、競争者に利用されることにより荷主のビジネスに悪影響が及ぶものが含まれる場合がある。このようなビジネス上の不利益が考えられる当事者の意思はできるだけ尊重するのが、一般的には合理的であると考えられる。

また、データの開示や利用に伴い潜在的に責任を負う可能性を考慮することが必要となる場合もある。例えば、金流にかかわるデータは、利用のされ方によっては、当事者の信用に影響を及ぼす。そのため、当該データの客体に自らの信用を左右する情報について決定権を与えるべきという考え方がある一方で、他の当事者の信用を左右する情報を開示する場合に、そこから生じる責任を負いうる者にコントロールを与えることが合理的な場合もある（例えば、日本においても、日本信用情報機構（JICC）等を通じて顧客の信用情報の共有等が行われている。）。

貿易データであるからといって、一意にデータ主体はこういった基準で定めるべきと決められるものではないが、プラットフォームの仕組みを作成する段階において、上記を含めた種々の判断基準がありうることを前提に、主要な参加者の認識を踏まえつつ、各データについてのデータ主体につき整理しておくことが推奨される。

【具体例】

<はじめに>

以下、「具体例」においては、各留意点の具体的な場面への適用の仕方を示すため、各種の貿易データを取引先の信用判断において利活用する場面を念頭に置いて、留意点に基づく考え方の方向性を検討する。想定する利活用アイデア及びこれに関連するデータは、以下のとおりである。

● 利活用アイデアの概要

- ・過去の貿易取引情報を公開することにより、公開された情報をもとに各プレイヤーが互いに信用判断を行うことを通して、取引のマッチングを行う。
- ・幅広にデータ共有を行うことで、信用判断の材料にできる情報の厚みが増し、より精緻な情報分析・信用判断を行うことができるようにし、貿易取引を活性化させる。

● 貿易取引に関わるデータの具体例

・輸出者・輸入者名、輸出者・輸入者住所、商品名、金額（合計額、単価）、貨物数量（貨物数量、コンテナ数量、梱包数）、仕向港、船積港、船積日、海貨・通関業者名、ETA 等が考えられる（下表参照）。

<データ主体の整理の例>

参加者全体で、以下の各データについては、本文に掲げた考慮要素を参考に、一例として、以下のようにデータ主体を整理することが考えられる。

これらの貿易に関する情報は、原則として、輸出者及び輸入者間の商取引に関する情報であり、これらの者との事業関連性が高いため、この両者については一律にデータ主体をして整理することが考えられる。一方、フォワーダー及び船会社は、貨物の輸送に関する部分につき事業関連性を有するため、このような部分についてはデータ主体と整理することが考えられる。

また、これらの情報のうち、例えば商品の数量、単価等については、輸出者の競争上センシティブである可能性もあり、そうだとすれば、各データ主体の中でも、輸出者の決定権限がより尊重されると整理することも考えられる。

データ項目	掲載書類名	データ主体整理			
		輸出者	フォワーダー	船会社	輸入者
輸入者名	船荷証券、P/O、インボイス等	✓			✓
輸入者住所	船荷証券、インボイス等	✓			✓
船積日	インボイス等	✓		✓	✓
船積港	船荷証券、P/O、インボイス等	✓		✓	✓
荷主名	船荷証券、P/O、インボイス等	✓	✓	✓	✓
荷主住所	船荷証券、P/O、インボイス等	✓	✓	✓	✓
仕向港	船荷証券、P/O、インボイス等	✓		✓	✓
コンテナ数	船荷証券等	✓	✓	✓	✓
梱包数	パッキングリスト、船荷証券等	✓	✓	✓	✓
海貨・通関業者名	船積依頼書等	✓			✓
商品名・貨物名称	船荷証券、P/O、インボイス等	✓	✓	✓	✓
貨物数量	パッキングリスト、船荷証券、P/O、インボイス等	✓	✓	✓	✓
貨物単価	P/O、インボイス等	✓			✓
貨物合計数量	P/O、インボイス等	✓	✓	✓	✓
貨物合計金額	インボイス等	✓	✓	✓	✓
ETA	船腹予約等	✓		✓	✓

2. データ主体／保有者による開示インセンティブ

プラットフォームへの貿易データの提供を促進するためには、各データ主体及び（必ずしもデータ主体でないが）データを保有している者が、その有している決定権限やデータに対する事実上の支配に基づいて貿易プラットフォームにおいてデータを開示することを促進し、または阻害しないためのルール作りを考える必要がある。

また、ルール作りの前提として、各データ主体及びデータ保有者が、どの程度共有に対して積極的なのか、及び、その理由は何かを整理する必要がある。例えば、競争領域のデータ、顧客等との関係で守秘性の高いデータや当該データの内容を検証できないためにその内容について責任の持てないデータを提供することについては、当該データのデータ主体及び

データ保有者は消極的となる可能性がある。

【具体例】

・本事業の調査結果によれば、貿易データを取引先の信用判断に利活用するとのアイデアについて、特に輸出者は、過去の取引データを公開することによって、輸入者が輸出者の信用を判断する際の加点となり、その結果引き合い増加が見込めることから、データ共有のモチベーションを持っている。とりわけ、第三者機関（銀行等）からの信用を得るのが難しい中小企業は、データ公開に積極的であることが見込まれる。

・但し、一方で、上記のとおり、取引数量や単価の情報は競争上センシティブであり、また、そもそも守秘義務を負っている場合があるため、上記のメリットを勘案しても開示を望まないまたはできないという場合も考えられる。

必ずしも積極的に共有されない可能性のあるデータの共有を促すための方策としては、以下のようなものが考えられる。なお、以下はあくまで例示であり、ここで挙げられた手法以外の方法もありうる。

(1) データ共有範囲・方法の工夫

上記のとおり、プラットフォームに提供されうるデータの中には、データ提供者にとって積極的に公開したくない情報も含まれうる。しかしながら、公開する範囲を適切に設定できるようにすることで、データ提供者の懸念を払拭できる場合がある。このような場合には、システム上でプラットフォームに提供されるデータの公開範囲をデータ提供者が細かく設定できるようにし、望まないプラットフォーム参加者にデータが共有されないこととすることが考えられる。

しかし一方で、そのような設定にした場合、多くのデータ提供者が公開範囲を必要以上に限定してしまい、貿易データ利活用が進まないおそれもあることから、適切な共有範囲の設定が望まれる。また、あまりに共有範囲や方法が細分化すると、利便性が下がるというデメリットや、システムコストや設定のための手間等、コストがかさむというデメリットも考慮すべきである。

具体的には参加者の要望やプラットフォーム事業者の性質等に応じて様々な施策が考えられるが、オンラインで円滑にデータ共有の依頼やデータ開示可否設定ができる仕組み等のシステム的な施策や、公開拒否申請がなければ自動的にデータが開示される仕組み等のデータ共有の前提となるルール作りを行うこと等が考えられる。

【具体例】

・上記のとおり、信用判断に係るデータの各データ主体、特に輸出者においては、データの共有については原則としては積極的であると考えられるところ、非公開とされる情

報が多いほど、公開される情報の恣意性が上がり、利活用アイデアの目的に反するから、初めからデータを非公開とすることを原則にする必要はないと考えられる。

・一方で、競争上の考慮等から、輸出者等が同業者への開示を望まない情報もありうることに対応して、データ主体において、非公開とする情報及び非開示とする先（業種等のカテゴリで選択できるようにすることが考えられる。）を設定することができる仕組みを構築すること等は検討に値する。

(2) 利用目的・範囲の制限

データの利用目的・範囲を制限すれば、データ提供者にとって予想外の利用に供される懸念が低減され、データの開示の促進に資すると考えられる。もっとも、利用目的・範囲が限定されすぎれば、利活用の余地自体が狭まり、貿易データ利活用が進まないおそれもあるから、利用者のニーズと適切なバランスをとった利用目的・範囲の設定を検討する必要がある。

また、利用目的・範囲による制限をどのように実効的なものとするかも検討が必要である。データが取得された後にどう使われるかは利用者の遵法精神にもっぱらゆだねるということでは、データ提供者側の懸念が払拭されないおそれがある。そこで、利用目的・範囲による制限を実効的なものにするための手段として、例えば、プラットフォーム事業者による監査の仕組みを構築すること等も考えられるが、プラットフォーム事業者にそのような負担を負わせることができるのか、費用対効果の面でそのような仕組みを用意することが適切なのか、といったことが考慮事項となると思われる。

【具体例】

・貿易データは、必ずしも取引先の信用判断のためのみに用いられるわけではないため、利用目的・範囲を一律に信用判断への利活用のみに限定して検討することは妥当ではないが、例えば、貿易データの利用目的・範囲を利用規約等の中で限定列挙することにより、利用目的を取引先の信用判断のための自己利用等に限定し、第三者への提供を禁止するといった方策が考えられる。

・データ提供者の要請及び費用負担の下、プラットフォーム事業者がデータ利活用者に対して立入等の監査を行うことができるものとするとは考えられるが、貿易プラットフォームは、潜在的に、非常に多くの事業者が参加するプラットフォームとなりうるため、現実的な実施可能性を慎重に考える必要があると思われる。そのような場合、代替の手段として、貿易データの利活用者による提供範囲をトレースできるような技術的な手段を講じ、データ主体等の請求に応じて当該トレース結果を開示するといった方法も検討に値する。

(3) データの加工

それ自体は守秘性の高いデータであっても、例えば、仮名・匿名化したり、統計的なデー

タに加工したりすることによって、提供ができる粒度のデータとなることもある。また、こういった手法を用いれば、加工前のデータが誰についての情報であるかを特定することができなくなり、加工済みデータについては当該加工済みデータの保有者のみをデータ主体として扱えば足りるような状況も考えられるため、特に、加工前のデータについてデータ主体でない者が当該データをプラットフォームに提供しようとする場合に有効である。また、どの程度の加工をすればデータ主体の同意を必要としないで提供できるかについて、明確に利用規約等で定めることも検討に値する。この場合、プラットフォームの構築段階で、主要なプラットフォーム参加者において、どの情報についてどの程度のマスキングを行えばよいこととするか、コンセンサスを形成しておき、利用規約等で定めておくことが望ましい。

データの加工方法としては、各参加者が加工する方法のほか、プラットフォーム事業者がデータ提供者の委託を受けてデータの（仮名・匿名化等の）加工を行う（あるいは別の事業者に再委託する）ことも考えられる。

【具体例】

・輸出品、輸入品の商品名を開示することはできないが、「商品カテゴリ」の粒度であれば共有することが可能である等の場合には、商品カテゴリのみがわかるような処理を行うことが考えられる。

・輸入者が公開を拒んだような場合にマスキングが必要となるデータとして想定されるものとしては、例えば、輸入者名、輸入者住所等が挙げられる。ほかにも輸入者がデータ主体となりうるデータ項目は存在するが、一定の項目のみマスキングすることで、個社が特定されないデータに加工することができる場合もある。そのような場合には、輸入者に関連する項目につき個社が特定できない形にまで加工することで、輸入者の同意のないままデータを共有することが可能となるルール作りをすることも合理的である。一方で、特殊な製品を輸入している場合で輸入品が明らかになると自動的に輸入者が明らかになる場合や、当該製品が当該国に輸入されていること自体を秘密にしたい場合等もあることに留意が必要である。

(4) 開示に伴う免責

データ主体やデータ保有者にとって、データの開示にあたっては、これに伴って関係者に対する不測の損害が生じ、その損害に対する賠償責任が生じるリスクがある。そこで、データ主体と整理された当事者が開示する、あるいは開示に同意を与えることについて、データ主体でない者が合理的な範囲でデータ主体を免責すること、また、データ保有者であってデータ主体でない者が開示を行うことについて、データ主体の側が、開示に伴う責任を合理的な範囲で免責することにより、データの開示やその前提としての同意を促進することが可能となる。

また、利活用者との関係では、基本的には、データ利活用によって生じる結果については

利活用者側で負担すべきであるから、利活用の結果についてはデータ主体／保有者が免責されることとするのが穏当であるように思われる。

さらに、データ主体／保有者が一定程度開示に伴う責任を負う場合であっても、責任の範囲が広範になることを避けるため、損害賠償責任の上限を定めることも考えられる。

なお、これらの議論は、データの内容の正確性についての保証等の内容とも関連するので、**下記 3(1)**も参照されたい。

【具体例】

・輸出者側でプラットフォームに提供することになる輸入者に関する情報としては、例えばインボイス等の請求情報が考えられる。かかるインボイス等に記載された情報に基づく輸入者の信用への影響について、輸出者が何らの責任をも負わないことを明確化することが考えられる。

・また、船会社等がプラットフォームに提供する資料に含まれる荷主の情報等、データ提供者側がその内容の正確性を担保すべき立場にないものについては、データ提供者を情報の不正確性に伴う責任から免責することが考えられる。

3. データ利活用者による利活用の推進

データ利活用を推進するには、データの提供を受ける側が安心して利活用できる環境を整える必要がある。そのためには、例えば、以下のような視点の下、種々の方策が考えられる。

(1) データの正確性・非侵害に関する保証

貿易データを信用判断や取引可否等のリスク判断の参考にする場合には、その正確性、真実性がある程度担保されていなければ利用に耐えるものにならないおそれがある。そのため、そのような要請のある一定の情報については、ある程度、データ保有者またはデータ主体に真実性、正確性を保証させることが考えられる。

また、データを利用したことにより第三者から責任を追及されることが想定されるケースでは、データ保有者またはデータ主体において紛争処理に責任を負わせることが妥当である場合がある。そのような場合には、データに関する権限の所在や第三者の権利の非侵害について保証させることが考えられる。

これらの点は、開示に伴う責任の免責の観点と背反する可能性があるため、開示側と利用側の責任分担のバランスはよく検討する必要がある（**前記 2(4)**参照）。

これらの保証内容に反するデータを提供することにより参加者に損害が生じた場合には、保証した範囲に応じて損害賠償義務が生じることになる。もっとも、不正確なデータの利用による損害の発生や損害との間の因果関係の立証には困難が伴うケースも想定される。

なお、プラットフォームを提供する事業者による保証として、プラットフォームが十分な

水準の安全性（サイバーセキュリティ）を備えていることを規定することも検討すべきである。

(2) 予測可能性のある利活用ルール確立

データ利活用を促進するためには、当該データ利活用に適用されるルールが、利用者にとって容易に判断可能な、簡潔かつ合理的な予測可能性の高いものであることが望ましい。予測可能性が特に求められる領域としては、派生データの権利帰属や個人情報（輸出入者が個人事業主だった場合に特に問題になる可能性がある。）が考えられ、提供されるデータの内容や想定される利活用方法によっては、これらの取扱いについて利用規約等で定めておく必要がありうる。

【具体例】

- ・加工者以外の個社が特定できない状態になった情報については、加工者のみをデータ主体とするルールを明確に利用規約等に定めることが考えられる。
- ・個人情報については、プラットフォームに提供しないこととし、提供する情報に個人情報が含まれないことをデータ提供者に保証させることが考えられる。

(3) 派生データ

プラットフォームを利用して生じる派生データについても、そのプラットフォームにおける利用権限をどのように取り決めるか、という形で問題となる。この場合にも、データ主体は誰かという議論が起点となるが、派生データの加工の程度によっては、元々のデータに関連する当事者が誰であるかわからない程度になっている場合もあり、そのような場合には、もはや派生データの作成者のみをデータ主体として扱うということも合理的と考えられる。

【具体例】

- ・加工者以外の個社が特定できない状態になった情報については、加工者のみをデータ主体と扱い、生データのデータ主体は、派生データ利活用方法等についての決定権限を有しないこととすることが考えられる。

4. プラットフォームの構成

プラットフォームを利用する場合には、当該プラットフォームの目的・収集するデータの性質に合わせ、参加者を限定したクローズドな空間とするか、利用規約等に同意する限り参加できるオープンな場とするか検討する必要がある。

また、目的に応じて適切なプラットフォーム事業者を選定し、プラットフォームの構成を検討することも必要となる。

さらに、プラットフォーム事業者の責任についても利用規約等において定める必要がある。一般的には、データの創出にかかわっていないプラットフォーム事業者に、データ自体の真実性・正確性を保証させることは困難である。もっとも、プラットフォーム上に提供されたデータが提供されたとおり保管されているか、という限度での保証をさせることは考えられる。やや趣旨は異なるが、プラットフォーム事業者には、プラットフォームへのアクセス可能性等を一定程度保証させることも考えられる。

加えて、利用規約等においては、提供されたデータの保管期間を定めたり、どのような場合にプラットフォーム事業者が提供されたデータの消去義務を負うかも定めたりすることがありうる。

【具体例】

・信用判断に資するデータとして、機微な情報も含めて開示するプラットフォームを目指す場合には、プラットフォーム事業者等を通じた KYC をクリアした参加者のみが参加できるクローズドなプラットフォームとすることが選択肢となる。

5. プラットフォーム参加者間の紛争の回避

(1) ルールの明確化

プラットフォームを利用した貿易データ利活用に際しては、これまで検討してきたように、種々の論点がある。そこで、可及的に紛争を防ぎ、参加者の見解の相違等によるプロジェクトの頓挫を防ぐためには、なるべく利用規約等によってプラットフォームのルールを明確化し周知することが有用である。

(2) 公平性のある利活用ルール

参加者にルールに対する不公平感があると、それ自体が紛争の火種となりかねない。そのため、明確なルールを策定するのみにとどまらず、上記検討してきた各論点について、様々な立場の参加者にとって、一定の合理性・公平感のあるルールを設定することが望まれる。また、このような合理性・公平感のあるルールの設定は、後からのプラットフォームへの参加を推進する効果もある。

(3) 苦情処理ルール等の紛争解決手段の確立

参加者からの苦情を聞く窓口を設けたり、参加者間で紛争が生じた場合の解決手段（誠実協議義務や管轄の合意、参加者の代表者による会議体等の設置を含む。）を予め利用規約等において定めたりすることも考えられる。